

教育民生常任委員会  
予算常任委員会教育民生分科会

(平成25年3月4日)

樋口博己委員長

おはようございます。

時間前ですけれども、皆様おそろいになりましたので、先週に引き続きまして、教育民生常任委員会及び予算常任委員会教育民生分科会を再開させていただきたいと思えます。

金曜日に教育委員会の議案第23号、第24号の審査を進めさせていただきまして、議案第23号に関しましては追加資料が出ております。また、議案第24号については改めて説明を求めているところですが、その前に、各新年度の教育委員会、福祉部、健康部等の組織の再編に伴います人員の配置等について、改めて説明を求めたいと思えます。

葛西教育監

おはようございます。

それでは、前回、幼稚園教職員・指導主事の任免・人事等について、要領の得ない説明をしまして、申しわけございませんでした。今回資料を整理しましたので、ご説明のほうをさせていただきます。

まず、教育委員会としましては、幼稚園教職員・指導主事の任免・人事等について、これがA4で1枚、それからもう一枚別紙で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、この2枚でございます。

まずは任免・人事等についてでございますけれども、籍は教育委員会でございます。それで、各幼稚園教職員につきましては、任免・人事は教育委員会、そして併任としまして市長部局こども未来部への辞令を出す。サービス管理につきましては、日常はこども未来部、懲戒につきましては教育委員会。福利厚生、これは公立学校共済。組合は教職員と同じと。それから、指導主事、保育幼稚園課に2名配置する予定でございますけれども、任免・人事につきましては教育委員会、併任も同じくこども未来部。サービス管理についてもこども未来部。懲戒は教育委員会。福利厚生は公立学校共済。組合は市職員と同じと。このような整理でございます。

次に、組織見直しに係る幼稚園に関する事務の取り扱い。こども未来部に補助執行させる事務としましては、幼稚園の設置及び廃止に関する事、幼稚園の管理に関する事、園児の入園・退園に関する事、幼稚園の組織編制、教育課程、学習指導に関する事、

施設・設備の整備に関する事、教職員の研修に関する事、園児の保健、安全等に関する事、幼稚園の環境衛生に関する事。一方、教育委員会に残す事務といたしましては、教育に関する基本的な方針に関する事、教職員の任免・人事に関する事、規則、規程の制定又は改廃に関する事。このように整理させていただきました。

整理をした考え方でございますけれども、その次に、市立幼稚園に関する事務に関する考え方ということで、まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」）第23条により、教育委員会の職務権限が規定されております。これは別紙を見ていただきますと、教育委員会の職務権限ということで、第23条で1から19までございます。そのうち、学校、園に係ることは1から11まで、これが教育委員会の職務権限になっております。

次に、市立幼稚園に関する事務は、地教行法第23条の規定により、教育委員会の職務権限である。まずは教育委員会の職務権限であると。今回の組織見直しに伴い、これらの事務は原則として、こども未来部に補助執行させるものとする。

そこで、次ですけれども、地教行法第26条、これは教育委員会の権限に属する事務の一部についてでございますが、教育長に委任できない旨が規定されております。別紙のほうを見ていただきますと、下のところ、事務の委任等ということで、これは第26条で、教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。その次、第2項に、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は教育長に委任することができないとして、1、教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関する事、2、教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関する事、3、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関する事、4、教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事、5、次条の規定による点検及び評価に関する事、6、第29条に規定する意見の申出に関する事という、この6項目がございます。そのうち、1から4に関しましてが今回の対象になるべきことかなというふうに考えております。

それで、戻っていただきますと、これは教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができないということでございますので、それほど教育委員会としてこのところをしっかりと見ていくようにという趣旨でこの第26条ができていくというふうに理解しております。そういうことから、私どもとしては、教育委員会に残す事務としましてはこ

の三つというふうに考えました。

しかしながら、幼稚園の設置及び廃止に関することにつきましては、こども未来部で保育園、幼稚園の適正配置等、今後こういうことを考えていくというふうなことになっております。そういうことから、一番下の4行ですけれども、幼稚園の設置及び廃止に関することについては、地教行法第26条に規定があるものの、設置・廃止については幼稚園現場の状況を最も把握しやすいこども未来部において事務を進めることが効率的であると考えため、補助執行させることとする。なお、設置、廃止により、規則、規定等の制定又は改廃の事務が伴う場合は教育委員会で行うというふうにして、最後の決裁のところは教育委員会で行うという整理にさせていただきました。

以上でございます。

続きまして、教職員定数につきましては、副教育長のほうから説明させていただきます。

寺村副教育長

おはようございます。よろしくお願いいいたします。

別紙3番で、左に平成24年度当初の予算定数、それから右側に平成25年度当初の予算定数ということで、24年度のほうは現行、福祉部、健康部、教育委員会という形でこのような人員で、予算定数ですので実際の配置とはまた若干誤差がありますけれども、予算定数上でこういう人員が24年度置かれておると。一方、右側の表で、25年度、こども未来部ができ、健康福祉部ができ、それから教育委員会という形で組織が改編するわけですけれども、新しい組織になると、一応今のところ、当初の予算の定数としてこういう人員で置かせていただいているということでございます。

24年度の予算定数と25年度の予算定数を比べますと、見ていただきますとわかりますように、合計でいくと、正職の場合ですと、24年度は743人の定数に比べまして、25年度については757人、再任用職員は29人と27人、嘱託職員については同じ143人という形で、こども未来部ができ、健康福祉部ができというような組織の改編に伴って、先日ご質問いただきました、どのような職員配置になるのやということで、この表を財政経営のほうでつくっていただきました。総数的には正職が743人から757人になると。こども未来部においては、合計でいきますと、335人という形での正職の配置を予算定数上置いておるということでございます。

説明は以上でございます。

樋口博己委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

申しおくれましたが、一般市民の方が傍聴されてみえるとともに、相可教育委員長にも傍聴いただいておりますので、報告をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質疑ございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

中森慎二委員

幼稚園教職員の関係のことですが、いただいた資料の一番下のところ、幼稚園の設置・廃止に関することに関しては、一義的にはこども未来部で補助執行していただくけれども、例えば廃止なんかの条例の改定等が要る場合は教育委員会で行うということですよ、この資料でいくと。そうすると、具体的に言うと、例えば地元への説明とか保護者への関係とかそういうものはこども未来部が対応するけれども、条例改正を伴うものは教育委員会が教育民生常任委員会に提案してくると、そういうような形になるんですか。

葛西教育監

はい。そのように整理させていただきました。

中森慎二委員

ルール上、やむを得ないところがあると思うんだけど、そこら辺のところ、こども未来部と教育委員会の連携がうまくできていないと、ただ、条例改正する手続だけは教育委員会が担っているというのは、どういうんですか、ちょっと冷めた部分ではいけない話で、今は一体的にやっていただいているところがあるんですけど、もう一つ保護者のほうからすると、こども未来部でお話をずっとしているけども、最終的な部分は教育委員会にあるんだみたいなところが、保護者が理解しにくいところがあるのかなと思うので、そこら辺の連携をちょっとうまく対応できるようにやっていただく必要があるのかなという感じがするんですね。具体的な話が出てきたときじゃないと、なかなかぴんとこないところがあると思うんですけども。意見として。

樋口博己委員長

はい。しっかりと連携いただきたいということだと思います。

他にご質疑。

豊田政典委員

今の設置・廃止もそうですけど、一番上のサービス管理と懲戒の関係とか、日常のサービス管理についてはこども未来部が所管するんだけども、いざ懲戒レベルになったら教育委員会が最終決裁をすると、そんな判断ですよ。だから、懲戒の最終判断にしる、設置・廃止の判断にしる、形骸化しては何にもならないんですけども、責任としては、教育委員会が最終的には責任を負うということ。その辺がよくわからない。

葛西教育監

幼稚園教諭につきましては教育委員会に籍がございますので、こういう懲戒に当たるようなもの、例えば戒告、減給、停職、免職という、そういうふうな大きなものに当たるようなものにつきましては、こども未来部から教育委員会のほうに上げていただくと。そこで当然協議もさせていただくわけですけども、そこから教育委員会あてに上申書を出していただいて、そして人事のほうで懲罰委員会というふうなことを受けて、そしてまた教育委員会へ戻ってくると。そしてまた、教育委員会から当該本人等についてそれぞれ処置を行うというふうな流れになっています。その中でやはりきちっと連携をとって、先ほどご指摘がありましたように、しっかり話をしてやっていくという、現時点ではそんなふうにご考えております。

豊田政典委員

両方とも、よほど日常的に連携してもらう必要があるのかなと思いますので、お願いしておきます。

樋口博己委員長

この点について、よろしいでしょうか。

中森愼二委員

私立幼稚園の所管は教育委員会で残るんですよね、この分でいくと。そうじゃないんですか。

栗田教育総務課長

私立の幼稚園につきましても、こども未来部のほうに移させていただきます。

中森愼二委員

わかりました。

豊田政典委員

予算的にはどうなんですかね。例えば施設整備、こども未来部に幼稚園はいくというと、その予算はどっちにつくんですか。

栗田教育総務課長

施設整備の予算はこども未来部のほうにつけていただいております。

豊田政典委員

今も公民館部分をね。センターを、予算は市民文化についているのでしたっけ。そういう考え。この予算と補助執行事務、残る事務というのは、連動するということですね。教育費としてはどうなんですか。教育費で残る。

葛西教育監

前回お渡ししました追加資料の26ページ、先週ですけど。26ページのほうをごらんください。組織機構の見直しに伴う健康福祉部、こども未来部予算についてです。

樋口博己委員長

資料、ありましたか。

説明、お願いします。

葛西教育監

では、26ページをごらんいただきたいと思います。この中で、これは教育費、1目幼稚園費でございます。その中で、健康福祉部とございまして、次に、こども未来部というのがございます。ここのところが補助執行となりまして、先ほどご紹介いたしましたこども未来部で扱う仕事、それに付随しての金額、予算がここに並べてございます。一方、教育委員会と書いてございますのが、これが教育費になりまして、ここに挙げてございますのは、それこそ人事に関する、人件費のものがここに全て挙げてございます。例えば、一般職給ですと、教育委員会で5億1210万5000円、これは幼稚園の教員の人件費でございます。それから、再任用職給、これは指導課の再任用と。それから、嘱託職給は、これは教員として5707万円と。それから、一般管理運営費については、これは臨時の教員の分ということで、いわゆる人件費につきましては教育費で位置づけさせていただいてあると。ほかのものにつきましては、補助執行ということで、こども未来部にというふうな区分けがしてございます。

豊田政典委員

部局別でいえば、こども未来部ですけども。この26ページの施設補修費にしろね。費目でいうと、教育費に残るんですね、全部。

栗田教育総務課長

そのとおりです。

豊田政典委員

そうですね。わかりました。

樋口博己委員長

他にご質疑、よろしいでしょうか。

小川政人委員

わからんのは、指導主事が市職員と同じって。組合の関係ね。指導主事というのは、ほかの指導主事も市職員と同じとなっておるのかな。教育委員会のほかの指導主事は。



葛西教育監

幼稚園の教員につきましては市職員と同じということになっておりますが、現場から、小中学校から来ておる者につきましては、それはこちらのほうの、要は自治労四日市労働組合、四日市職員労働組合連合会、あるいは入らない、それから三教組という、そういうふうなところを選択できるというふうな状況になっております。

小川政人委員

だから、この指導主事と言われる人たちは市の職員からなっていくのか、それとも教職の人たちが指導主事になっていくのか。今は教職の人たちが教育委員会に出向して指導主事をやっているのかな。そうすると、ここへ行く指導主事も同じ人と違うのかと聞いたの。

葛西教育監

幼稚園の場合は幼稚園教員が、それぞれ主任的立場にある、あるいは園長の立場にある者が教育委員会で指導主事、あるいは主幹、副参事というふうなことで整理されております。

小川政人委員

ということは、ここで言う指導主事は、市の幼稚園の今まで先生をやってきた市採用の先生たちから指導主事になっていくという考え方でいいのね。

葛西教育監

はい。

小川政人委員

もう一つだけ、地教行法の第26条で、設置の、3項な。3項で、所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関することは、委任又は臨時に代理させることができないとなっておるんやけど、あえて米印で、幼稚園の設置及び廃止に関することが補助執行させるということはできるの。これは法的に大丈夫なのかな。

葛西教育監

要は、教育委員会の事務としましては、原則として、こども未来部に補助執行させることができるというふうにして考えております。そういう場合には、教育委員会の事務の補助執行に関する規則というのがございまして、これで定めていくと。ただ、この設置管理につきましては、これは非常に重いものでございますので、教育委員会としてはやはりきちっと決裁権を担保したいと。そのときにはやっぱり、こども未来部と、先ほどご指摘がありましたように、緊密な連携をとりながらこのことについてはしていくと。ただ、その決裁にかかるまでの事務については、多くの事務については、こども未来部でしていただいたほうが効率的、あるいは現場に非常に近いところですので、さまざまな点でも非常に説得力があると、そういうふうなことからこのような整理にさせていただきました。

小川政人委員

だから、ここで事務の委任はできないと規定しておるんやから。

葛西教育監

教育長の。

小川政人委員

教育長やる。教育長にもできないのに、何でそんな教育委員会じゃない市長部局に委任できるのか、事務できるかというのが問題や。

寺村副教育長

言葉がわかりにくくて大変恐縮なんですけど、委任というのは、決裁権も含めて丸ごとと。それで、補助執行というのは、決裁権なんかはさせることができないというふうに解釈しております。ですから、園児の状況、そういったふだんの日々の業務や、地元の説明とかそういったことに関しては当然こども未来部で事務を行っていくと。幼稚園の設置や廃止ですとか、最後の権限、言ってみれば条例の制定、改廃になるかと思うんですが、そのところまでは委任ができないので、教育委員会のほうで最終的に。もう一つ最後はもちろん議会なんですけど、こういう条例を上げようね、改正しようね、廃止しようねというよう

なことを教育委員会のほうで決めて、議会上程していくという流れというふうに解釈しております。

小川政人委員

解釈はええけどさ、権限を委任できないと言っとらへんねん。事務と云ったら、全てに当たるやろ。事務やで。補助執行も事務の一つやんか。そこの整理をきちっとしてくれんとあかんで。ここで議論しとっててもあかんで、一遍、その法的な整理をきちっとしておいでよ。それでまた表かなんかに。ここで言うとしても、あんたらとおると、水かけ論になるから。便利使いしたらあかんで。それはきちっとしかんとあかんで、一遍整理かけて。大丈夫なのか、ようわからんで、何か危ういなと思うので、そこはきちっとしかんとあかんと違う。本来、もう幼稚園は、こども未来部ができたなら教育委員会から全部切り離すと一番ええんやけど、それはまだ国のほうが、文部科学省と厚生労働省との、まだきちっとしたものができてないで、こういう端境期というんか、隙間でこうなるんやろうと思うけど、ここはやっぱりきちっとしかんと。また、それ、整理できるんやったら、法務関係あるんやろ。総務部かなんかとあれして、やってよ。

田代教育長

小川委員が言われますように、当然これは総務の法規のほう、これについては相談をかけておりますし、もう一遍きちっと、ペーパーで整理せいということで、そのようにさせていただきますと思います。

樋口博己委員長

よろしく申し上げます。

他にご質疑、よろしいでしょうか。

(なし)

樋口博己委員長

それでは、幼稚園教職員・指導主事の任免・人事等につきましては、これでおさめたいと思います。

それでは、引き続きまして、金曜日の質疑の続きになりますが、資料が整っていますので、城北テニスコート利用者への説明経過等についてという資料と、あと、富田中学校改築工事の技術評価点内訳表の資料が出ておりますので、これにつきまして説明を求めたいと思います。

まず、城北テニスコート。

小垣内スポーツ課長

よろしく申し上げます。

金曜日にご質疑いただきました城北テニスコートの廃止についての説明資料でございます。

まず1ページ目をごらんください。まず経過でございます。平成24年9月19日に教育民生常任委員会の協議会においてご説明させていただきました。その日の17時50分に地権者のほうへ出向いて、廃止の説明をさせていただき、翌日から、伊勢新聞、朝日新聞、中日新聞に掲載されました。同時期の9月21日から24日にかけて、城東と城北自治会長様にもご説明をさせていただきました。

その後、利用者への説明につきましては、1年間の利用件数が年間3745件ございます。その利用者の方のうち、1回はもう一見さんということで省かせていただきましたが、年間2回以上の利用者を全部抽出したところ、ちょうど240名の方が見えました。その240名の方に説明会の通知を郵送でさせていただきました。

これにつきましては、5ページをごらんいただけますでしょうか。ここに年間の利用者数を抽出いたしました。これは年間24回以上といたしますと、月平均2回以上の利用者の団体・個人さんの申し込みで、ここの表にあります1番から28番まで、28団体というか、個人という方が、恐らくその方が代表になってテニスコートの申し込みをしていると思います。大体一つの申し込みで平均4.35人ほどの利用があります。この月2回以上の利用が全体の63%ございました。その中でも1番から11番までの常連団体さん、これが一番多い方で一番上が535件、お一人で申し込まれています。これは恐らくほとんど毎日、午前午後とか、2面申し込んでいるとかいうふうな方だと思います。11番の53件というのは、大体週に1遍ぐらい常連さんで申し込まれると、こういうようなデータがございます。この団体さんで年間総計で3746件で、利用者数は年間1万6291名ということでございます。

戻りまして、それぞれ説明会を、第1回説明会を10月23日の10時から、常盤地区市民セ

ンターの会議室を借りまして、させていただきます。9名の方がご参加していただきました。第2回は、同じ日の夕刻の7時から説明させていただきます。時間をずらしたのは、仕事の関係で来れない人もおるということで、夜に説明会を設けさせていただきます。これの参加については0名でございます。

あと、四日市テニス協会、ソフトテニス協会、シニアテニス協会、家庭婦人テニス協会、この4団体の説明会を11月2日に三滝のテニスコートの会議室で行いました。

次、2ページ、3ページは、抜粋でございますが、大体の意見を取りまとめたものでございます。説明会に参加された9名の方はかなり城北テニスコートの廃止については反対の皆様でございます、かなり厳しい意見もいただきましたが、最終的に、納得はされていないと思いますが、説明会を終了したということでございます。その大きな意見は、三滝のテニスコートだけじゃなくて、市内にたくさんテニスコートをつくってくれというご意見をたくさんいただきました。それについては、ちょっと今の段階では考えていないということで答弁させていただいております。

あと、4団体のほうの意見については、ほとんど廃止についての反対意見はございません。あとは少し利用についてのご意見をいただいたというところでございます。

説明は以上でございます。

樋口博己委員長

続きまして、富田中学校の改築工事における技術評価の内容につきまして、説明を求めたいと思います。

畠山教育施設課長

よろしく願いいたします。

金曜日には十分な資料において説明できなかったこと、大変申しわけなく思っております。

一連の議案、そしてまた議案説明資料に従いましてご説明申し上げたところ、その評点について説明と資料が十分でないというご意見をいただきました。これにつきましては、総務部のほうでそういった部分の事務をやっておりますので、本日、総務部の調達契約課長の渡辺と、そしてまた検査監の樋口と、2名出席させていただいておりますので、そちらのほうから説明させていただきます。

渡辺調達契約課長

お手元のほうにお配りをさせていただきました資料について、中身を説明させていただきます。

まずA4の横の1枚目でございますが、富田中学校改築工事の建築工事、今回議会の議決案件ということで総合評価方式での発注とさせていただきました。点数はそこに書いてあるとおりですが、ちょっと済みません、先に、次の2 1ということで、次のページになります。これが12月19日……。

樋口博己委員長

課長、済みません。最初に、今回出席して説明いただいている経過から報告をお願いしたいと思います。

渡辺調達契約課長

失礼しました。

1ページ目の内訳表でございますが、今回4社の方が参加いただいて、それぞれ評価をさせていただいた点数の内訳表でございます。この点数の内訳につきましては、今現在、参加をされた業者さんのご自分の点数につきましては開示をさせていただいているという運用で行っております。といいますのも、特には技術力でございますが、そちらのほうの点数という内容について、他社にその点数を出すことについてはどうかと。これは平成20年度から採用している制度でございますが、そういう考えに基づきまして、ご自分のところの点数については当然、今後のことがございますので、出していたというところでございます。金曜日の日にその内容の点数についての開示ということでご指摘を頂戴したということでございます。

今現在、三重県も試行という形の中で総合評価方式をやってございまして、たしか昨年からは点数につきましては公表されているという経緯がございます。今現在、私どもも、その内容の点数についての公表については議論しておりまして、金曜日の日にご意見を頂戴して、内部において今現在での取り扱いについても協議をさせていただいて、これについては積極的に公表すべきではないかということから、今回お出しをさせていただいたということでございます。

樋口博己委員長

引き続き内容の説明をお願いします。

渡辺調達契約課長

1ページでございますが、項目としまして、表の横にいて、一番上段でございますが、地域要件、企業要件、技術者要件、技術力という、この大きな四つの項目で評点をさせていただいているところでございます。特に企業要件につきましては項目が細かく分かれてございまして、実際の工事をやられた成績の点数による評点、優良工事表彰、施工実績、地域・社会貢献度、安全衛生管理という項目に分かれてございます。技術者要件につきましては、具体的にこの工事についていただく技術者の方の実績を評価させていただいております。右端の技術力につきましては、今回品質管理、それから周辺環境ということで、二つの項目を設けまして、個々具体的にこの工事の案件についての工夫をしていただく部分、そここのところのレポートを頂戴いたしまして、その内容についてヒアリングをさせていただいて、点数化をさせていただいたということでございます。その下にそれぞれ点数がございまして、左端に技術評価点ということがございます。今、満点では30点という配分でございますが、それぞれ業者さんについて、右側の点数を集約して、左端にある点数が合計ということでございます。

2ページ以降はこの契約の、まず、一般競争入札で行いましたので、公告を行いました。その資料が2-1、2-2、2-3でございます。その際に、この案件につきまして総合評価の評価項目というのをおわせて出しておりまして、それが3ページのA-3の大きな表でございます。この項目の内容を一つ一つわかるような資料を頂戴しながら、最終的に点数化をさせていただいたということでございます。

説明は以上でございます。

樋口博己委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑ございましたら、挙手にて発言をお願いしたいと思います。

豊田政典委員

城北テニスコートの廃止について、説明でよくわからないんですけど、例えば利用者としては、延べ人数じゃなくて、実人数は大体どのぐらいいて、直接説明できたのは9プラス8で17人しかいないということですね。大体、実人数がどのぐらいなんですか、これ。

小垣内スポーツ課長

実人数というと、年間利用者数は1万6291名です。

豊田政典委員

それ、延べ人数じゃないの。1万人の人が1回は利用しているということ。

小垣内スポーツ課長

実人数といいますと、テニスコートは大体平均で4.32人というような使い方をされていますので。5ページの表なんですけど、1人の方が何回も使いますので、実人数がどこまでといいますと、なかなか出しにくいんですけど、28件の団体・個人の方、それからそこにつながる平均4.3人の方でいいまして、約100人前後の方が全体の63%を使っていると。あとは1回、2回まで実人数で挙げるといって、ちょっとその辺までの統計が出にくいところでございます。

豊田政典委員

100人だとしても、結局、直接説明して意見を聞いたのは17人しかいないというのは、やっぱり説明の設定の仕方にも無理があったのかなという気がしますから、この後、議決後になりますけども、議決後、広報したりするんですよね。だから、そこをよっぽど丁寧にしておいてほしいなという気がします。できればもうちょっと丁寧にやるべきだったかなと思いますし、こういうのを請求される前に議案の審査資料としてきちんと説明すべきだったなということは今後に活かしてください。

樋口博己委員長

よろしいですか。

豊田政典委員



はい。

中森愼二委員

富田中学校のほうでもいいんですか。

樋口博己委員長

城北テニスコートの廃止については、議決はしておりますので、資料の確認ということだと思いますが、他に資料の確認はよろしいでしょうか。

(なし)

樋口博己委員長

それでは、まだ採決をしておりません議案第24号に関する富田中学校の工事の件で。

中森愼二委員

入札制度のことは所管外のことなので余り踏み込める部分ではないと思うんですが、今回の入札は、技術評価点の、しかもコンマ2ポイントで落札者が決まっているという、非常にシビアな部分で落札者が決まったという部分の中で、特に障害者雇用の有無というのが、1.0というのがあるかないかというのが分かれ目みたいな感じになっているんだけど、A3のほうの資料を見ると、「障害者雇用状況報告書等の写し等添付のうえ提出を求める」というのがあるんですが、どれぐらいの障害者雇用というのが義務づけられる、あるいはこの1点というのはどういう部分のレベルなのか、ちょっと参考に教えていただきたい。

渡辺調達契約課長

A3の表で今ご指摘がございました3ページでございますけれども、地域・社会貢献度の中の障害者雇用の有無ということでございます。この法定雇用率を達成している又は障害者雇用がある、こういう内容になってございますが、法律的には56名以上の常用雇用労働者数がおみえになる業者につきましては1.8%という、いわゆる法の縛りがございます。建設業で56名以上の常用雇用労働者数がおみえにならない業者もたくさんございます。法

定の対象の業者につきましては、障害者雇用状況報告書の写しを頂戴するというふうをお願いをしておるところでございます。法定以外の業者につきましては、実際雇用しているということがわかるようなものを添付いただいているという状況でございます。

以上でございます。

中森慎二委員

そうすると、法定以外のところは1人でも雇用していれば1.0が加算されるということですか。

渡辺調達契約課長

ご指摘のとおりです。

中森慎二委員

もう一つは、別に落札した業者さんがどうこうという意味ではなくて、例えば品質管理とかそういう技術力が満点のところ、満点とはいかないけど、他社に比べて高いところでも、結局障害者雇用の有無だけで決まっているようなところがあるんでしょうね、大宗建設さんと中村組さんというのは。1点の違いが。施工実績の有無の、施工管理者の、技術者の要件では確かにそれは違いはあるんだけど、それを除けば、障害者雇用のあるかないかでもう決まっているみたいなのところがあって、技術力が高いところであっても、その理由だけで落ちているというので、これは条件のことなので、それ以上のことは我々も言いにくいところがあるんですが、ちょっと今、障害者雇用がいろいろ話題になっているところなので、要件として入れていることは必要かなとは思いますが、技術力が勝っていてもそのことだけで変わってしまうというのは余りちょっと納得しにくいなということもあって、あえて申し上げただけなんです。

小川政人委員

中森委員、大宗建設が落とすとるで。大宗建設に落ちとるんで。

中森慎二委員

そうですよ。

樋口博己委員長

障害者雇用は0点という評価。

小川政人委員

大宗建設は障害者雇用はないんや。

中森愼二委員

そうか、ないんですね。わかりました。済みません。

村山繁生副委員長

ちょっと今のに関連して。技術者要件と技術力。私もそんな深く入り込むつもりはございませんけど、技術力では中村組も結構いいんですが、技術者の実績の有無だけで5点と0点ということは、今までの経過の中ではもう初めから入れないということなんですかね、これは。この5点が結構きいていると思うんですけど。

渡辺調達契約課長

技術者要件の施工実績につきましては、本工事についていただく予定の主任技術者の方、お名前を頂戴しておりまして、その方の実績を求めています。その求める内容としまして、評点が3段階ございまして、同種工事の実績がある方、それから類似工事、ちょっと直接的ではないんですけど、類似している工事の実績がある方、それから実績のない方、この大きく三つがございます。今回ご指摘の中村組さんにつきましては、この配置を予定している技術者さん方が両方とも実績がなかったということで0点になったということでございまして、同種工事、同じような工事であれば5点、それから、近いんだけど、ちょっと違う、規模が小さいとかいうふうなものは3点、ない場合は0点というふうな形で評点をさせていただいておるということでございます。

村山繁生副委員長

わかりました。そうすると、結果的に言えば、この技術者があるかないかで、もしこれが3点でも、類似の工事をした経験があれば中村組に決まっておったという、そういうふ

うに見ればいいわけですね。

渡辺調達契約課長  
ご指摘のとおりです。

樋口博己委員長  
よろしいですか。

村山繁生副委員長  
はい。

小川政人委員  
関連して。この技術評価点というのは公表しておるのかな、事業者に対して。

渡辺調達契約課長  
参加いただいた業者さんに、ご自分のところの点数の内訳表につきましては公表させていただきます。

小川政人委員  
そういうことを聞いておるんじゃないなくて、入札前に、こういう方式なんやから採点内容はこうですよというのは周知されておるかなって。

渡辺調達契約課長  
失礼しました。  
A3の総合評価の評価項目がございますが、これを公表しております。事前に公表しております。  
以上です。

小川政人委員  
一つ教えてほしい。ちょっとそれるかもわからんけど、中村組って、今、どこか工事し

とったかな。よく似た工事、市の工事、しとったかなと思ったんだけど、なかったか。建築で。

渡辺調達契約課長

記憶の範疇で済みません。多分、建築工事は、私ども四日市市の仕事はしてみえないような記憶がございます。土木工事はあったような気がします。

小川政人委員

後でそれは調べてもらおうとして、もう一つは、これ、施工実績とかというのはあるんやわな。施工実績の有無とかいう部分であると、施工実績があって、技術者がおらなんだという話なんかな。

渡辺調達契約課長

ただいまご指摘を頂戴しましたのは、企業要件の中の施工実績が点数があって、その右側の技術者要件の施工実績の点数がないと、こういうことかと思えます。これは企業要件としまして、会社としての実績というのを求めております。右側の技術者要件につきましては、技術者の方、その方が実績があるかということでございます。違う方がやられた実績があって、会社としては実績があるという場合もございまして、技術者の方は会社を移られたりすることもございますので、逆に企業要件の実績がなくて、技術者の実績があるという場合も中にはございます。

以上でございます。

小川政人委員

一つ、この評点配分もわかっとして、評価点もわかっとして、企業として過去に施工実績もあって、わざわざ技術者を落としてくるという。5点やんか。30点満点の5点。もう覚悟の上で5点落としてくるという、それはちょっとなかなか、もう初めからやる気がないのか、もう大宗建設と中村組と、うちはもう5点落としていくわという話かなともとられんこともないな。その辺、何かこう、こんな点があるのに、わかっとして、初めからゼロで、技術者がおらんでもやれるんやわって、なめた入札してくるんかいなと思うと、そこがようわからんなと思って。まあ、深く追及しないけど。

樋口博己委員長

他にご質疑はよろしいでしょうか。

(なし)

樋口博己委員長

それでは、この件に関するご質疑は終結をしたいと思います。

それでは、付託議案、議案第24号の討論に移りたいと思います。討論のある方は挙手にて発言をお願いします。

よろしいですか。

(なし)

樋口博己委員長

討論はなしと認めます。

それでは、採決に移りたいと思います。

議案第24号工事請負契約の締結について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口博己委員長

ご異議なしと認めます。本件は、原案どおり決することとなりました。ありがとうございました。

[以上の経過により、議案第24号 工事請負契約の締結について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

樋口博己委員長

それでは、理事者の入れかえをお願いしたいと思いますので、委員の皆様、しばらくお待ちいただきたいと思います。

小川政人委員

中村組の仕事の実績だけ調べておいてな。

渡辺調達契約課長

ことしでよろしいですか。

小川政人委員

ここ二、三年さかのぼって。

樋口博己委員長

後ほど資料として提出をお願いしたいと思います。小川委員のほうに提出をお願いしたいと思います。

それでは、審査の順番ですが、先週も確認をさせていただきましたとおり、本来なら当初予算、補正予算の審査に入るところですが、審査順序を変えまして、不登校の状況分析と対応について、また、全国学力・学習状況調査の分析と対応について、この2点の所管事務調査を先行して審査をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

なお、この2項目に関しましては、まず公表できる部分と、また、学校名別での資料もご用意をさせていただいておりますので、秘密会も想定をしております。まずは公開できる部分の資料の提出、また審査をさせていただいた後に、範囲を限定いたしまして、秘密会について後ほど提案させていただきたいと思いますので。まずは一般公表できる部分の審査をさせていただきたいと思います。

それでは、説明を求めたいと思います。

葛西教育監

そうしますと、最初ちょっと経緯について、私のほうからご報告のほうをさせていただきませうけども、よろしいでしょうか。

樋口博己委員長

お願いします。

葛西教育監

それでは、不登校の状況分析と対応について、それから全国学力・学習状況調査の分析と対応について、少し経緯についてお話のほうをさせていただきます。

樋口博己委員長

済みません、資料をちょっと確認いただけますか。

葛西教育監

不登校につきましては、今回準備させていただきましたのは、A 3、平成25年3月4日、教育民生常任委員会所管事務調査資料、平成23年度不登校リスク群調査結果及び不登校対策についてと、それから、基礎資料としまして、前回、1月の所管事務調査でお出しいたしました、不登校の状況分析と対応についてという、この2セットを準備させていただきました。

それから、学力・学習状況調査につきましては、これも右方の上の3月4日、全国学力・学習状況調査の分析及び対応と、これになります。

これが二つでございます。

樋口博己委員長

済みません、不登校はこのA 3が一つでいいんですか、資料は。

葛西教育監

後ろにくっついていきます。後ろにこうやってセットになっておりますので。

樋口博己委員長

一緒に綴じてある。



葛西教育監

一緒に綴じてございます。これが今回ご準備させていただいた不登校に関する資料でございます。

樋口博己委員長

このA3の1セットが不登校です。学力はA4の縦のほう。この二つの資料になります。よろしいでしょうか。まず公表部分ということで、この二つの資料になりますので。それでは、説明、お願いします。

葛西教育監

まず、不登校のリスク群の調査でございますけれども、これは年間欠席日数10日以上30日未満、あるいは年間30日以上遅刻早退児童生徒数、あるいは保健室（別室）登校、いずれかに該当する児童生徒の資料でございます。これにつきましては、先日の議案聴取会の際にこのことについても報告するようというふうなことでいただいておりますし、それから不登校の児童生徒への具体的な対応、平成25年度市内小中学校のスクールカウンセラーの配置予定、こういうふうなことにつきましても資料を整備するようというふうなことがございましたので、それらをまとめてこちらのほうに資料整理させていただきました。

一方、学校名を明らかにして、学校別の不登校の子供たちの数値、あるいは学年別の数値につきましては、実数が少ないということもあり、不登校児童生徒を学校名を明らかにして数値を公表することによって、個人を特定することにもつながり、子供たちにも影響を与えるということ、それから学校名を公表することによって、やはり風評被害というふうなこともございますので、学校運営に著しく支障を来すということで、非公開の資料提示ということをお願いしたいと思っております。

また、全国学力・学習状況調査、これにつきましては、既に全国の数値につきましては議会のほうでもお出しさせていただくということをご答弁させていただきました。ですから、この学力・学習状況調査の中に全国数値のほうは入れさせていただいております。

また、学校別、学校名を明らかにした数値の提示につきましては、これは一般への公開は学力・学習状況調査実施要領で市教委としてできませんけれども、関係機関、例えば議会へ調査結果を公表する場合は、提供を受ける機関等において、この要綱の守秘という一

定要件を踏まえた、そういうものが遵守され、そしてそのように取り扱えるというふうなことであればそれは提示をしてもよいというふうな、文部科学省からもそういうふうな返答をいただきましたので、これはまた別冊でご準備のほうをさせていただいています。

とりあえずそのことについてよろしく願います。

樋口博己委員長

ありがとうございました。

それでは、具体的な内容の、資料の説明をお願いしたいと思います。

吉田指導課長

おはようございます。指導課の吉田でございます。

今、説明させていただきました、教育民生常任委員会所管事務調査資料の平成23年度不登校リスク群調査結果及び不登校対策についてというA3の資料のほうをごらんください。

1ページをあけていただきますと、目次がそれぞれ記載させていただいてありますので、それに沿って説明のほうをさせていただきたいと思っております。

まず、1ページでございますが、平成23年度の小中学校不登校リスク群調査及び分析のことでございます。不登校リスク群は、1月11日、所管事務調査の報告でもお伝えをさせていただきましたが、あくまでも市独自の基準で不登校リスク群を設定いたしました。先ほど教育監のほうから説明がありましたように、、、 という、いずれかに該当する児童についての調査を行いました。

資料1をごらんください。資料1のところに平成23年度のリスク群児童生徒実数というところがございます。済みません、これ、ちょっとご訂正をいただけますでしょうか。「児童生徒」ですのに「指導」というふうになっておりまして、申しわけございません。そして、その右側の黄色く塗ってあるところがリスク群の割合、そしてリスク群の内訳として、欠席、遅刻早退、別室登校を複数回答、1人の者が例えば遅刻早退を繰り返している、そして別室登校を兼ねてやっているというようなこともあれば、そこで複数回答となっております。それから、緑色で塗ってある、主に右半分の部分については、これは平成23年度の不登校の児童生徒数でございます。そして、その一番右側のところには前年度の状況ということで、22年度の状況が記載してあります。そのようなことで、資料1のほうは数字を並べさせていただいたもので、小学校でいえば、中段に小合計というのがあります。

すが、平成23年度のリスク群の割合は2.5%程度であるというようなことです。中学校は約5%というようなことでございます。

そのようなことを図式化したのが、下にあります資料2 から始まりまして、次ページのほうまで続きますが、円グラフで示させていただいたものです。各円グラフにつきましては、前年度の不登校を経験した子供の数、それから前年度のリスク群を経験している子供の数、そして前年度のリスク群以外、全くカウントが今までなかった子供についての割合をそれぞれ青と赤と黄色で示させていただいているものです。ずっと見ていきますと、小学校の部分についての色分けは1ページのほうへさせていただいております。

2ページ目でございますが、資料2 から までが中学校1年生から中学校3年生までの状況でございます。

資料3、その横にあります、これは既に1月11日の所管事務調査のときにも出させていただきました23年度の不登校の人数でございます。

このことにつきまして、さらにリスク群を棒グラフ上にあらわしたものがその下の資料4でございます。

ここで、このリスク群の調査をしたことで私どもも改めて気づかされたことがあります。資料3のほうの小学校の不登校数については、4年生以降伸びてきているんですが、実は小学校全ての学年で平均して約2.5%のリスクを持った子供たちが潜在的に存在しているということが新たにわかってきました。中学校のほうは、それに比べると、やっぱり高い。約5%の者が潜在的にいるという状況がわかってきました。

それらについて、次のページをごらんください。3ページでございます。3ページのところ、今ご説明をさせていただきました資料1、2、3、4の部分のところを分析したものを書かせていただいております。

特に不登校リスク群への指導の重要性ということで、中学校1年生で不登校生徒数が85人と急増しています。これは内訳を見ますと、やはり6年生の時点で不登校であった者、それからリスク群、それ以外ということで、その三つが3分の1ずつの割合で存在しているということです。特に中学校の場合は中1の問題が全国的に問題になっておりますが、学校生活の変化が大きな影響を受けているということで、部活動だけでなく、中学校の学習、これは内容の難しさ、授業進度の速さなどになれていくことが必要になってきますので、多くの環境適応を求められて、生活リズムをつくることに苦しむ生徒が多いというようなところで、教員や保護者がサポートすることが極めて大事であるというふうに考え

ております。

そして、2番のほうですが、先ほども触れさせていただきましたけども、不登校児童数が少ない小学校低学年からも注意を払うということで、4年生以降不登校は増加傾向を示し、中学校では急増していますが、実はその不登校リスク群に当てはまる児童生徒の割合は、小学校、中学校ともに、学年間による差はほとんどなく、やはり小学校低学年から休み始めのときや遅刻早退を繰り返すことに注意して、早期の対応が必要であるということが改めて浮き彫りになりました。

右側の3でございますが、不登校児童生徒数と不登校リスク群の相関関係ということで、小中学校ともに不登校人数が多い学校ほど不登校リスク群の人数も多い傾向がありまして、不登校リスク群に対する早期対応、支援を行っていく必要があります。小学校は、不登校が5人以上の学校は5校、平均不登校リスク群の人数は33.4人、逆に5人未満のところは35校、8.2人というようなことで、かなりの差があります。中学校でございますが、不登校数が20人以上の学校は7校、平均不登校リスク群は31.4人。済みません、たびたび訂正で申しわけございませんが、不登校数が20人未満の学校が「35校」と書いてありますが、「15校」の間違いですので、ご訂正をよろしくお願いいたします。このリスク群は14.5人というようなことになっております。

これがいわゆるリスク群を調査した結果であり、また、その対応についてお話をさせていただきました。

続いて、4ページ、次のページのところでございますが、これは1月11日の所管事務調査の折に委員の方から、不登校対策委員会について、もうちょっとわかりやすい資料をとというようなことで求められておりましたので、そこに掲載をさせていただきました。

今後、平成25年度不登校対策委員会につきましては、業務内容の1番のところにありますような、各学校の不登校及び不登校リスク群の状況を調査する。そして、現状を把握して分析し、教育委員会会議や校長会、教頭会と情報を共有して対策を検討していくというようなこと。そして、新規不登校の多い学校及び不登校リスク群の多い学校に対して、校内のケース会議等にも入り、助言、指導を行っていくというようなこと。また、重要な案件につきましては不登校対策委員会ケース会議を開催し、さらに重要な案件についてはセラピストや医師等の助言を受け、対応を講じるというようなことで対応していきたいと考えております。

構成メンバーにつきましては、2番の不登校対策委員は6名で、セラピスト、いわゆる

臨床心理士の資格を持った者が入らせていただくというようなこと、それから、現在もたくさん子供が通っております適応指導教室の指導員も含めて対応していく。

そして、3番の不登校対策拡大委員会、これにつきましては、校長会、それから教頭会の代表を入れて対応を含めてやっていくということでございます。

4番につきましては、開催及び内容について示させていただきました。

右側の5は、不登校対策フローチャートということで、今までもやってきていること、そして今後これをどういうふうに不登校対策委員会としてやっていくかということを図式化したものでございます。そして、先ほど少し触れさせていただきましたが、下半分のところですね。児童生徒の状況により、校内ケース会議、不登校対策委員会のケース会議、教育支援課のスーパービジョン、こういうようなものを活用して、個々の対応をしていきたいというふうに考えております。

続いて、5ページのところでございます。5ページにつきましては、議案聴取会で石川委員のほうから資料請求をいただきました部分についてでございます。不登校児童生徒への具体的な対応について、これにつきましては、1月11日のときにもお伝えをさせていただきましたが、目標1として、新たな不登校児童生徒を生まない取り組みを重視するということと、目標2ということで、そのような状況になった子供を支援し、登校とともに進路を保障していくということを最大の目標にしていきたい。さらに、先日も生徒指導担当者研修会というのを実施しまして、その折にも話をさせていただいたんですが、やはりこういうような取り組みをしていくときに、個々では困りますので、組織的に、定期的に、継続的に、そして個々の具体的にということで対応するように指示をさせていただいたところです。

学校の不登校対策として、特に保護者とともに支えることを最も大事にしていきたいというところ、ここの部分で保護者との連携を密に図っていくと。今までももちろん図っているわけですが、そういう専門機関等へも積極的につなげていくということをさらに充実していきたいというふうに考えています。そこにありますような日常的な取り組みとしては、授業づくり、そして集団づくりを重視するという部分と、個々の子供の状況に応じた取り組みとしては、先般もご提示をさせていただきましたが、欠席30日を超えるまでの取り組みということで、欠席3日目シートを活用し、その情報を共有しながら組織的に対応していくということをさらに強化していきたい。それから、もちろん、この表では一応、30日を超えるまで、30日を超えたらというような区分をしておりますが、

個々の子供たちのことを考えると、関係機関との連携を重視したもの、それから後でまたご説明させていただきますが、スモールステップを視野に入れて、少しずつもとへ状況を改善していくという取り組みをしていきたい。それで、もう既に先ほども触れましたが、3、ケース会議の実施ということで、校内、対策委員会、スーパービジョンというようなこと。それから、現在も各学校で取り組んでおりますが、学級満足度調査の活用、これは年に2回。それから、学年末における小中連携の連携シートの活用、このようなことで、よりきめ細かく見ていきたいというふうに思っております。

先ほど触れましたスモールステップにつきましては、なかなか急激に毎日登校しなさいというようなところになるというのは難しい状況が子供たちからうかがえますので、例えば今、週2回登校しているのであれば週3回、それから特定の教科、補充学習等で放課後等を使って対応するというようなことで、少しずつ段階を踏んで。あるいは、現在、学校にはなかなか出にくい状況はありますが、適応指導教室のふれあい教室のほうへ毎日登校できている者につきましては、ここも十分連携を図りながらなんですが、学校へ短時間登校から進めていって、毎日登校できるような形で進めていきたいというふうに考えております。

続いて、裏面の6ページでございます。6ページのほうは、不登校等に関する対策事業の一覧ということで、特に不登校解消を重点として考えている中学校のものについて、9校をピックアップしたものを掲載させていただきました。このような取り組みを踏まえながら、できるだけ1人でも少なく、不登校の子供たちを登校できるような状況で対応していきたい、あるいは対応していくよう取り組みを進めているところです。

7ページのほうは、1月11日、所管事務調査で中森委員のほうから要請のありました市内の小中学校のスクールカウンセラーの経歴というようなところです。これは本年度のことでございますが、左側のほうが、市費でスクールカウンセラーを小学校に18校配置しておりますが、臨床心理士の資格を持っている者は18人中15人です。ただ、あとの3人につきましても、大学や大学院にて心理学を専攻したり、保健所の心理判定員や相談員を現在も務めているという者を充てて対応をさせていただいています。右側のほうは、国・県費でスクールカウンセラーを市内の全中学校と小学校5校に配置しておりますが、これは県からのスクールカウンセラーの配置でございますが、これにつきましては臨床心理士は22人中16人という形になっております。やはりこれも、あとの6人につきましても、大学で心理学を専攻していた、そして他市などで今現在もスクールカウンセラーの勤務を行って

いるというような状況でございます。

続きまして、8ページでございます。これは議案聴取会の折に石川委員から来年度のスクールカウンセラーの配置のことについての資料請求がございましたので、そのことを載せさせていただきました。まだ県のほうが人員を確定をしておりませんので、多分に流動的ではありますが、平成25年度の市内の小学校にスクールカウンセラーを配置する予定は、そのような形で考えております。特に上に書いてある19校の部分が新規になります。ここはブロック配置校、例えば2番と3番に塩浜小学校と三浜小学校のようにありますけども、こういうブロックという形で、できるだけ近隣、同じ中学校区に近いものを選んだり、あるいは、そこにも書かせていただきました統合、不登校、問題行動、児童数を考えて、できるだけ近隣校へ配置するような計画を立てております。中段のところは平成24年度からの継続配置でございます。それから、一番下は全部、国・県費で払われている中学校の配置状況でございます。

最後は、1月11日にご説明させていただきました所管事務調査の資料を添付させていただきました。

以上です。

樋口博己委員長

それでは、続けて説明をお願いしたいと思います。全国学力・学習状況調査につきまして。

委員の皆様、学力につきましても続けて説明させていただいてもよろしいですね。

(異議なし)

吉田指導課長

吉田でございます。

A4サイズの教育民生常任委員会所管事務調査資料、全国学力・学習状況調査の分析及び対応についてでございます。

1ページを見ていただきますと、まず1ページは本市における全国学力・学習状況調査結果の推移を示させていただきました。平成19年度からこの全国学力・学習状況調査というのは始まっております。ただ、平成22年度には、国の方針で、抽出校方式という形で当

たった学校のみ参加という形になります。平成23年度は、ご存じのとおり、東日本大震災の影響で中止となりました。上段が小学校、下段が中学校でございます。ここを見ただけでもわかりますように、小学校は全国あるいは三重県平均に比べると下回っているというようなところでございますが、中学校におきましては現時点では全国並み、あるいは全国以上というような状況になっております。

そのようなことを受けながら、次の2ページを開いていただけますでしょうか。今まで校長会にはこのような全国学力・学習状況調査の結果というような推移については、不安な傾向があるというようなことで示してきておりませんでした。このような状況から、(2)の全市的な課題という形で、文章の読解力及び書く能力、それから知識を活用する能力についての課題があるということが見てとれます。

そのようなことから、取り組みの経過としては、平成19年から23年度、こういうような結果があるということで、市としては全国学力調査の分析を作成して、各学校に冊子を配付して、教育委員会ホームページにその結果を掲載し、対応してきたところでございます。そして、各校には自校の調査結果を分析して授業改善を図るように指示してきたり、研修担当者会を開催し、授業改善の具体的な方法を示すというようなことをしてきました。ただ、先ほども触れましたように、心配な点が多々あるというようなことで、本年度、教育委員会として、学力の一層の向上を図るため、このような取り組みに加え、新たな取り組みを行っていかうということで、校長会代表と教育委員会事務局で構成します教育課題検討会議において、全市的な学力向上の取り組みを議論してきました。

少しページが飛んで申しわけありませんが、6ページのところまでちょっと飛んでいただけますでしょうか。6ページのところに、四日市市教育課題検討会議をもとに、じゃ、どこが問題なのかということで、先ほどから説明させていただいておりますように、まず一つ目として、6ページに折れ線グラフがございますが、本市の調査について、本調査の問題の具体的な活用がまだ低いと。もっとこの問題を活用して授業改善に取り組むべきであるというようなこと。

そして、7ページのほうへ移りますが、先ほども触れましたが、小中学校ともに、資料を読み取ったり、自分の考えを表現したりすることなど、言語に関する能力や知識を活用する力に弱みがあることがうかがえます。そういうようなことで、言語に関する能力の育成と知識・技能の活用、このようなことを示しました。それから、児童生徒質問紙というのがあわせて調査対象になっているんですが、この中では、資料2のところに示しまし



たように、「1日当たり1時間以上、勉強をしますか」、これは学習塾や家庭教師を含むというようなことなのですが、これについても全国平均よりも低い。中学校は若干低いんですが、小学校についてはある程度のポイント数があります。それから、資料3のように、「家で、自分で計画を立てて勉強をしていますか」というようなところでも、小学校の部分で若干低い部分があります。こういうようなことから、やはり保護者、家庭との連携ということで、学習習慣の確立と学力補充の充実を図ってほしいというようなことを示しました。

具体的に、その次のページ、8ページから9ページでございますが、取り組みとしては、本調査問題の活用というようにすることで、この3学期から、全ての5年生、中学2年生において、調査問題を活用した取り組みを充実してほしい。これにつきましては、テスト形式のような形で実践することもありますし、設問の一部の中で特に弱いと思われる部分について取り出して、授業で取り上げてやるというような取り組みをしてくださいと。それから、ここが一番日常的には大事なことになってくるんですが、本調査の趣旨等を確認し、授業改善に向けた研修に取り組むということで、とにかくこの調査について、授業改善事例というようなことを示しながら、日々の授業の改善を行ってほしいというようなことを軸に訴えました。

9ページのほうですが、学習習慣の確立と学力補充の充実という形で、対象としているのは実は新6年生と新中学3年生なんですが、それ以外の学年にもこのような全国学力・学習状況調査を実施しても別に問題ありませんので、そういうところで各学年の状況を把握して、そして家庭学習の定着や学校での補助学習の充実や宿題の工夫を図るように指示をしました。事例としてそこに挙げさせていただいたものです。

最後に、継続的な学びとして、学年間及び小中間で連携した取り組みを実施するというところで、これは例えば春休みなどにも、継続的な学びを目指した取り組みということで、課題の学習サンプルなどを提示して、それをさせていくというようなことを提案しました。

続いて、平成24年度全国学力・学習状況調査結果の分析の概要版です。10ページから31ページまで、その概要を載せさせていただきました。

11ページのところにありますようなことが先ほど説明させていただいたことのより細かな文章表現となっております。上段が小学校のほうです。下段のほう、真ん中より下が中学校のほうについてでございます。

12ページから15ページまでが、小学校の例ではございますが、実際の問題をピックアップ

プし、示しております。

16ページからは、児童生徒質問紙における四日市市全体と全国との比較でございます。一定評価がある、成果が見られるというようなところでは、小学校はそこにあります1項目について5ポイント以上の上位であったということ、中学校ではそこにありますように11項目について成果が上がっているというようなこと、下段のほうは課題のある項目、小学校2項目、それから中学校1項目が示されています。最後のほうにちょっと書かせていただきましたが、全質問数は小中学校ともに86問でございます。

続いて、17ページのほうでございますが、学習状況と学力の相関から見えてくることということで、これをクロス集計というふうにこちらは呼んでおるわけなんです、例えば、中段にあります、正答率の差がほとんどない例ということで、家の人とふだん朝食を一緒に食べていますかというような一例を挙げさせていただいたんですが、食べていますということを示したのですが、それを100として考えると、一緒には食べていませんという子供について、若干下がってはきておりますが、このことからほとんど差がないというようなことはうかがえます。しかし、正答率との差で顕著な例として、その下にあります、学校の決まりを守っていますかということで、ちゃんと守っていますというふうに答えた生徒と、そうではないというふうに答えた生徒では、正答率で40%以上も低いことがこのようなことからわかってきています。

それを特徴的にピックアップしたものが18ページから21ページまでにわたってです。特に、19ページの中段にありますように、インターネットやテレビゲームをする時間が2時間を超えると正答率が低下する傾向が顕著に見られるという部分、これは小中ともにでございます。それから、今回の調査においては、学習塾に通っているかどうかということと正答率との相関は見受けられませんでした。

20ページでございます。先ほども触れましたが、基本的な生活習慣の乱れというようなものは学力にも影響をしているということが わかってきています。

それから、 つきましては、先ほど触れましたが、規範意識、このことについても、学校の決まりだけでなく、友達との約束を守るという部分についても正答率の差が出てきているというようなところでございます。

続いて、22、23ページは、学校質問紙ということで、学校のほうへ質問をし、そしてそれを答えた集計でございます。このことにつきましては、小学校は99の設問があり、中学校は96の設問があります。その中で、一定の成果が見られるというものが22ページ、そし

で課題があるということが示されているのは23ページです。ただ、1点、23ページの、ナンバーが左端に振ってあると思うんですが、38、39、40のところにつきましては、ここは平成23年度に実施が中断されたということも受けて、本市では全国よりもその対応が低い傾向が小中ともに出ました。

そして、今までご説明させていただいたものを取りまとめたものが24ページ、25ページでございます。

26ページ以降につきましては、小学校の国語の活用問題について、原寸大に拡大したものを提示させていただきました。

長々にご説明させていただきましたが、以上です。

申しわけありません、1点。きょうお渡ししました、全小学校、全中学校の各学校における学力向上の取り組みというような形で一覧表にまとめさせていただいたものをA3の裏表で示させていただきました。

以上です。

樋口博己委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

それでは、今までの説明につきまして、資料につきましてご質疑ございましたら、挙手にて発言をお願いしたいと思います。

石川勝彦委員

まず、それぞれ膨大な資料をつくっていただいて、膨大な説明もしていただいたと思いますが、全般に触れるということは無理かもしれませんが、感じたまま、資料要求をした立場のほうから質問したいと思います。

不登校対策の問題についてですけれども、これはページ数でいうと4ページですね。不登校対策委員会、あるいは対策拡大委員会、これだけのことをやっておっていただくのに不登校が一向に減らない。前もお話ししましたけれども、やはり不登校が減ったよということ自慢にしていだけるような。うちの学校は不登校はいないんだと、校長がかわって不登校をころっとなくしたと、こういうようなことを競い合うような状況に持っていけないと、当たり前というような印象が非常に強いんですよね。これだけいろんなことをやっていただいているのに一体何なのというふうに思います。これだけやっていただい

るのに、どこに問題があるのか。対策委員会とか拡大委員会ね。学校の全体の真剣度とい  
いますか、そういうものに取り組む。学校経営の責任者である校長のやる気というか、そ  
の辺のところから大きな格差が出てくるのかというふうに思います。

先生方も、教育力というか、指導力といえますか、そういった面では優秀な方がそり  
踏みでられると思いますが、私は、問題は、人間性に問題があると思うんですよね。や  
っぱり子供たちは先生が好きにならんと勉強したくないんですよね。先生がぐっと引き寄  
せてくれる力を持っていたら、児童でも生徒でも先生を好きになって、その授業について  
一生懸命食らいついていこうとするはずです。また、テストがあったらいい点をとりたい  
という気持ちをそこで持つはずです。私たち、子供のとき、やっぱりそういう経験があり  
ましたし、子供を育てる段階で、先生が好きかと、好きにならんだら勉強もおもしろくな  
いぞということも小学校のときも中学校のときも言いました。

だから、先生たちは、優れた教育力、プロですよ。正職として、プロの意識を持って  
られると思います。けども、教える力とか引き寄せる力はあるかもしれんけども、問  
題は、今言いましたように、人間性に問題があるのかなというふうに思いますね。という  
のは、何となく先生面しておって、全然人間臭さがないという。これが共通して言えるの  
ではないかと思います。この辺のところから、学校経営全体が、学校経営をしておられる  
校長、教頭が、しっかりと方向づけしていくということが大事かと思うんですよね。

私、学校を授業参観させていただくと、校長先生、教頭先生がついてこられるんですよ  
ね。何でわざわざついてこられるのかなと思ってね。監視についてこられるのかなと思っ  
て、私、わざわざ言うんですけども。お忙しいですから、どうぞ自由にさせておいてくだ  
さいと。私はそろっと入って、そろっと出ます、あるいは窓からのぞかせていただきます  
と。だから、子供たちは、後ろから見るだけだから、戸をあけませんからわからないわけ  
ですよ。けど、子供たちの頭かぶらぶらしているということは、ああ、この先生は教  
え方が下手なんだなということがすぐわかるわけです。そして、先生に食らいついてい  
こうという気持ち、ついていこうという気持ち、はいはいと手を挙げる、そのときの気持ち  
ね。これがどうももう一つ、子供たちが冷めておるといのは非常にかわいそうですよね。

だから、この辺のところから、不登校とかいろいろな問題が解決していかない大きな根本  
的な原因があるのではないかなというふうな印象で、今、聞かせていただきました。

それから、次に学力の問題ですが、小学校の国語、算数の力が、三角で、ましてや黒塗  
りであるのを見ると、余りにも情けない。情けない結果が出ておりますよね。これは

今言いましたことと関連して、やっぱり指導要領に基づいてやっていただいておりますけれども、それぞれの先生、自分の味が出せるはずなんですよね。自分の味を出さないで、指導要領に基づいて、従ってやっているだけかなと。だから、教育力も指導力も疑わしくなってくるわけですよね。その辺のところ、先生の努力に全てかかっているかと思うんですよね。それは家庭の事情とか、あるいは生活習慣とかいろいろ問題もあろうと思いますが、やっぱり義務教育の9年間というのは非常に私は先生の力が大きいと思います。白紙に絵を描くんですから。その絵を描く力を先生はそいでおるんじゃないかなという感じがしますね。

8ページの本調査趣旨等を踏まえた授業改善ということですが、授業改善というのはもう当然、子供たちの興味を引き寄せる指導力というのはどういうふうにするかというのは、これは先生のやる気次第だと思うんですが、本気度、本気になってやっておるのかなという感じがすごく強いんですよね。小学校の先生というのはほとんど全課を担当するということで、嫌いになると全部嫌いんですよね。好きになったら徹底的に好きですよね。やっぱりみんなから好かれるような。昔は55人もあったクラスでも先生に食らいついていったものですが、今は30人弱、あるいは30人強ということで、先生の目はよく届くはずですし、子供たちも当てていただく機会もいろいろ発言する機会もあろうと思うんですが、どうもその辺のところがぎくしゃくしているというか、歯車が合っていないというかね。常に歯車が合わない状況だと、結果的にこういう形になろうかと思うんですね。

四日市市は例が余りないように私は思いますけども、東京都の区立小学校なんかは、京都もそうですが、土曜日みんなやっていますよね。自由に出ていらっしゃいと言うと、全部出てくるそうです。体調が悪い子以外は全部出てくるそうです。地震があっても出てくるそうです。勉強がおもしろくてしょうがないから土曜日に行くんだというようなこと、この辺のところは四日市市も参考にされたらどうかなと思うけども、どうも三教組の力というのはその辺が非常に災いしておるんじゃないかなというふうに思います。

先生たちも、補助教員というか、正副で、少ないのにやっておられますが、先頭に立って、教壇に立っておられる先生と補助でやっておられる先生が十分かみ合っておる状況ではあるんですけれども、何で成績が上がらんのかなという。この辺のところは猛省を促したいですね、先生たちに。だから、最終的には校長の責任ですよね。2年か3年間校長はおられますけれども、校長がかわった途端にころっと変わるということだってありますよね。まず挨拶だってそうでしょう。学校へ行って、挨拶をしない学校がよくあります。挨拶

撈一つしない学校で、それは子供が成長するはずがないですよ。

とりあえず、今、長々と説明いただいたことをお聞きしての若干の感想とさせていただきたいと思います。

以上。

樋口博己委員長

答弁ですね。

石川勝彦委員

答弁をいただけますか。答弁というか、いや、そうじゃないんだと。こうだというようなことがありましたら、ぜひとも聞かせていただきたい。

田代教育長

やっぱり石川委員が言われますように、最終、教師、先生の間人性ということをおっしゃっていただきましたが、確かに先生を好きになれば、自分が小さいときも思い出しますが、今でも覚えていますしね。そういう部分は非常に大事な事かなと。結局、究極、人間性がある、そして先生方の教師力といいますが、これをどういうふうに高めていくかと。人間性も含めて。一口に人間性と言っても、その人がずっと生きてきて、急に人間性がころっと変わるということはある得ませんけども、でもやっぱり、それを常に意識しながらやっていくということが大事なのかなと。まさに委員言われた挨拶ですね。結構今、小中学校は挨拶を心がけているんですけど、まだまだ十分でないところも一部あるというふうに認識しております。

いずれにしても、最終は、教える先生の教師力といいますが、それが非常にウエートが高い、大事な事であるというふうに感じさせていただきました。

ありがとうございました。

石川勝彦委員

今の子供さんはどうか分かりませんが、やっぱり一生一度の1年生、一生一度の5年生、一生一度の中学校3年生、1年生というふうに、一生一度ですよ。そのときに会った先生の思い出は、よかれあしかれ、ちゃんと覚えていますよね。そして、一生、先生です

よね。そういう意識がどこまであるのかなというふうに思いますね。だから、そういうことを感じていただけるような先生というのは、やっぱり学校へ出ておって、教えておっても教えがいがあるし、すごくやりがいというか、意気を感じておっていただけるかなというふうにと思いますが、今の先生方はそういうことでは余り自信がないのでしょうか。結果的にいじめとか成績が悪いとかという、こういう結果が出てきますと、先生はジレンマに陥るというようなことになりかねない。そんな人が余りにも多過ぎるのかなという印象が強いんですよ。

だから、学校をいかに、どうやってしてまとめていくかという。一緒になってですね。みんな教育者ですから。経験豊かな校長や教頭がまとめようというよりも、みんなが一緒になって、この学校を底上げしていこうという気持ちを持っていただくということ。聖家族的な意味合いを持って学校教育に携わっていただければ、学校全体として、いい意味での競争ができるんじゃないでしょうかね。だから、競争して、どこでも、学校の格差が出たっていいわけですよ。格差が出たら、それを是正するという気持ちを持つということですね。

こういうことは、もっとやっぱり他県の小中学校のことを、いわゆる教職員組合とか、教組の関係を参考にされたいかがででしょうかね。広島とか長野とか、教育県は、やっぱりその辺のところが極端な差がありますので、三重県の議員が来てもまともな答えは聞かせていただけない。参考になりませんよと言われて、突き返されることが何度もありましたけれども、つらいですよ、私たちも。議員の立場で行って、少しでも参考にさせていただこうと思っても、三重県ではと、こういうふうに言われますね。もう全部知っておられるわけですよ。だから、せめて、四日市の小学校、中学校の先生は、四日市の中で、四日市の子供を育てるんだ、教育するんだという使命感に燃えていただいて、後ろには三教組があろうと、その辺はもっと胸を張っていただくような、自信を持ってやっていただく必要があろうかなと思います。そういう点では、人間性に尽きるかだと思いますよね。

以上。

樋口博己委員長

他の委員の皆様、ご質疑ございましたら。

よろしいでしょうか。

山口智也委員

午後もするんですか。

樋口博己委員長

午後もします。

小川政人委員

今、三教組というのが出たけど、何か言わんでもええのか。本当にその三教組が悪いのか、ようわからんけど。ただ、もうそれで納得しとるんやったら。いや、違いますとかいうようなことがないのか、そうですというのか。

葛西教育監

三教組の話が出ましたけれども、確かに組織率というのは三教組が三重県は高いわけですが、その問題と、それから私たちが子供にきっちり学力をつけるということは、これはもう別問題の話で、やっぱり当然私たちとしては、今取り組んできているんだけど、十分でないところについてはしっかりと反省して、これは保護者の方から、市民の方から、信頼できる四日市の教育、四日市の子供の人間性をつくっていくという、そういうふうなものはしっかりやっていかなきゃならないなということは思っております。

ですから、私ども、これだけ資料をつくっております、ただ教育委員会だけじゃなくて、これをしっかり校長先生方、それから現場の先生と一緒に子供たちの力をつけていくということで、この不退転の覚悟で平成24年度取り組んでおります。毎年このことについては、教育委員会としてはこういう方策をとって、そしてこういう施策で、そして学校の取り組みはこうで、そして子供たちの学力はこうだ、あるいは不登校の数はこうだということもこの場できちっと継続的に報告させていただいて、どういう方向に四日市の教育が向いているかということはしっかり今後も報告のほうもさせていただき、そしていろいろなお知恵のほうも拝借したいと思っております。

小川政人委員

全国的な四日市の平均とか学力はわかったんだけど、問題は、学校経営と、それからもう一つは学級経営と両方あって、例えば不登校にしる、学力についても、学級によって違



うやろうし、学校によって違うやろうし、そここのところの細かい分析がないと、大きな鍋の中でかき回して、わからへんところがあるもので、そこはきちっと、多分もっと中身を知っとる人たちなら学級経営とか学校経営によってどう違っとるかという分布があると思うので、そこもわかっとるんやろうと思うんやけども、その辺のことがわからんと、どう対処。傾向、ありますやろ、ここの学校は不登校が多いとかというのが。そここのあなた方の知識と我々とはもう全然違うで、そこをどうするのかなというところやろね。

例えば担任でも、クラスの担任に向いていない先生もおるやろうし、その人たちにどうやってするのかといたら、たらい回しにしとったりしたりするんやろ。だから、その辺をどうしとるのかなというところ。みっちり教育をもう一回、担任としてふさわしくなるまで再教育するとか、そういうことも考えていかんとあかんのと違うのかなと思って。

樋口博己委員長

小川委員、そのあたりのご質疑に関しましては、学校別の資料が出てから言っていたければと思っておりますが、よろしいですか、それで。

小川政人委員

それでええわ。

中森慎二委員

ちょっと昼からの議論の中でお願いしたいのは、きょうの不登校の資料の中で、不登校対策委員会の中のフロー図の中で、適応指導教室、ふれあい教室のことが位置づけられているんだけど、ここの活用実績というか、ここを訪ねてきている子供たちとか、これは通校というような形で認めているんですよね。本来の授業を受けたという形になるのかならないのかよくわかりませんが、そこら辺の扱いがどうなのかとか、例えば平成23年度でこの適応指導教室がどれぐらいの子供たちを受け入れたのか、あるいは親御さんたちの相談をどういうふうに入れられるのか、ちょっと資料もあわせていただければありがたいなと思うんですが。ここら辺の活用も、実態がちょっと私、余りよくわからないので、軽々に言うつもりはないんだけど、ここら辺のところ、子供たち、自分の通学区の学校には行けないけれども、適応指導教室、ふれあい教室、中央緑地にあるんですか、これには行けるといふ子供さんがもし仮にいれば、その受け皿の充実というのも一つの対

策にもなっていくのかなという気がするので、少しその実態について教えていただきたいので、お願いします。

樋口博己委員長

資料を提示いただいてからでよろしいですか。

それでは、間もなく12時になりますが、昼からの審査のことで少しご相談ですが、後ほど学校別の資料を準備させていただきますが、現時点のご提示いただいております資料の中でご質疑があるという方は挙手にて。

山口さん。山口さん以外はよろしいですか、一旦は。現時点での資料でのご質疑ということですが。

中森慎二委員

ただ、その学校別の具体名でどこがいいとか悪いとかというんじゃなくて、関連する中で一体の質疑でもいいのではないんですか。実名入りの資料を出していただく部分の中で、今説明いただいたものも並行して議論する場所でいいんじゃないかと思うので。ただ、それが非公開かどうかという扱いの部分についての整理だけしていただければ。

樋口博己委員長

できれば、学校名別の資料を提出いただいた時点で非公開にしたいと考えておりますので、公開できる部分に関しましては積極的に公開したいという思いで発言させていただきましたが。

山口智也委員

じゃ、1点だけですけれども、意見と質問というところで、この不登校についてなんですけれども、さまざまな原因があって、あらゆる手だてで対策を打っていかなあかんわけですけれども、一つ気になりますのが、資料のリスク予備群ですか。2ページ目のカラーの不登校リスク群割合というところで、小学校1年生の段階から2%台で子供たちが潜在的におるというところで、やはり対策として、これはもう予防対策になるんですけれども、幼児期までしっかりさかのぼって対策を打っていくことが必要でないかというふうに思っています。例えば教育委員会の対策委員会、フローチャートで出ていましたけども、こう

いったところにも幼稚園、保育園の関係、こども未来部になってくると思うんですけども、しっかり入って、幼児期からの、特に家庭での子供への接し方というところあたりを、そういう解決策をしっかり探っていくということも重要ではないかと思っているんですけども、この辺のお考えだけお示しいただきたいなと思います。

#### 武内教育支援課長

現在も各部、健康福祉と連携をさせてもらって、例えば幼児期についてはU 8を含めて、各園にも巡回をさせていただきながら、一番やっぱり私どもが注目しているのは、いわゆる発達のアンバランスであるとか、そういった方向で、小学校、中学校へ行くに従って不適應を起こしてしまうということもありますので、早期からそういったことに対してのケアはもう既にやっております。

もう一つは、やはり検討していかなあかなと思うのは、いわゆる家庭的なことを、今、委員のほうから言われましたけども、その家庭的な部分についてのケアは、これも教育委員会だけでできませんので、各部と連携をして、何らかの手を打てるようにちょっと検討していかなあかなというふうには思っております。

#### 山口智也委員

繰り返しになりますけど、こういった根の部分というのに注目をしっかり。これからはもっと減っていかなあかのじゃないかというふうに思っていますので、U 8も今、予算でも挙げてもらうていますけども、この辺の充実というのをお願いできればと思います。以上です。

#### 村山繁生副委員長

不登校になったきっかけと考えられる状況の中で、小学校では親子関係をめぐる問題が突出していて、中学校では無気力、不安など情緒的混乱ということが突出しておりますが、無気力でも、その無気力の原因というか、親子関係、もうちょっと細かい、その中の、また原因というののはわかりませんか。どうして無気力になるのかという。

#### 吉田指導課長

最初にお断りしますが、そこまでの文部科学省調査ではないので、これが原因だという

ふうにはっきりと説明できないかもしれませんが、1月11日のときもご説明させていただいたと思うんですが、いわゆる学力不振、遊び・非行型、それから無気力というのは、一まとめのカテゴリーの中に含まれるのではないかなと。その中で、特に勉強がわからないという部分と、わからなくなってくるという部分と、それと、そこに潜在的にやっぱり基本的な生活習慣ですね。きちっと定時に起きて、ご飯を食べて、何時に寝るといふ、そういうリズムが小さいときから身につけていないお子さんが、正直なところ、現場におりますと、ふえているのを実感しますので、そのことが特に、小学校期はある程度抑えがきくんですけど、中学校になると爆発的に伸びるといふ部分は、行動範囲も広がりますので、その部分が影響しているのではないかというふうに考えます。

村山繁生副委員長

親子関係では何かこれが特に多いというのがありますか。小学校の親子関係。

武内教育支援課長

統計をとっておりませんので、経験則でしかお話しできないと思いますが、経験的に一番多いのは、いわゆる子離れができていないという状況で、お子さんが自立できない。これは1年生の母子分離不安というのが多いんですけども、それが一番目立って、小学校現場では多いというふうに思っております。

村山繁生副委員長

済みません。ありがとうございました。

樋口博己委員長

それでは、お昼となりましたので、午後1時から再開をさせていただきますが、昼から秘密会を想定しておりますので、議決も必要となりますので、皆様にお諮りさせていただきたいと思います。午後1時再開でよろしくお願ひしたいと思ひます。

12:01 休憩

(秘密会につき会議録中略)

( 1 ) 学校名を明示した不登校に関する調査の学校別発生率等について

( 2 ) 学校名を明示した全国学力・学習状況調査の各教科平均正答率について

15 : 22再開

樋口博己委員長

それでは2項目の所管事務調査を終了いたしますが、本来ならここで予算の審査に入るべきですが、相可教育委員長、これで秘密会が終わりましたので傍聴席のほうにお移りいただきたいと思います。

相可教育委員長、傍聴で出席いただいておりますのでこの場で教育委員会議との懇談のあり方について少しご議論をいただければなと思っておりますがどうでしょうか。お考え、ご意見等がありましたら。

豊田政典委員

教育委員長が今日は傍聴いただいているのでこの時間を利用したいという提案ですか。結構ですが、認めた上でしゃべっていいですか。

樋口博己委員長

はい。どうぞ。

豊田政典委員

今回傍聴に来ていただきましたけれども、僕は今回、特に重要な事案については教育委員5人の責任で意思決定をし、議会にも説明すべきと思いますから必要な場面においては説明員として、そちら側で来られることを要望したいなとずっと主張してきましたし、今もその気持ちは変わってないんですが、皆さんどうでしょう。

樋口博己委員長

委員会への出席ということでよかったですかね。この辺につきまして他の委員の皆様の考えがございましたら。

#### 中森愼二委員

豊田委員がおっしゃるのは特定の事案に対して特に教育委員長のコメントを求めたいと。そういうものに限っては出ていただいたらどうかという趣旨ですか。その、のべつまなく委員会に出てきてもらって教育委員会提案のものについては答えるような体制をつくるべきだということなのかという意味でお尋ねしたんだけれども。

#### 豊田政典委員

今の状態から急激な変化というのもあれなので、とりあえず改革してもらいたいのは委員会の要請に応じて特に重要な場面でというふうにしたいと思いますが、まあ個人的には当初予算のときには予算全般なんで本会議の出られておりますし委員会にも当初予算のときには出てほしいなどの思いはありますけれども、段階を踏みながら拡充をしていってもらいたいなという思いで、まずは特定されたらどうかということです。

#### 小川政人委員

多分教育委員会の事務局も悪いんやろうと思うんやけど、教育委員会委員の仕事は何なんやということを5人の委員のみなさんがあまりわかってないのかなという思いもあるわけですね。そうすると、ただ単に招集されて会議に出てその前に資料をもらってオーケーだと、ちょっとコメントをしたらそれで仕事が終わったんやと思ったら僕は違うと思うんですね。そこでいくと、教育委員会委員が教育の執行権の全てを判断する立場にあると私は理解をしておるもんでね。

そういう部分でいくと教育委員会委員の人たちが呼ぶ呼ばないにかかわらずこの委員会で教育についての議論がなされているときに何も知らないというのはちょっとまずいかなと。やっぱり四日市の教育を向上していく中でいろんな議会と教育委員会事務局との議論とか、それは本来なら教育委員会事務局と教育委員会委員とでもしてもらおう話かもしれないし、まあ予算とかの議決権については我々が持つておるんだけれども、執行の部分については当然教育委員会委員の5人の人たちの決定で教育委員会が動いていくという思いでいくとな、やっぱり四日市の教育がどうあるべきかという考えの中で教育委員会の人たちも当然教育のことについて議会で話し合われていることについてくらいは最低限勉強してもらってそれは覚えてもらって教育委員会の席でまた議論もしてもらいたいと思うとね、やっぱりそれくらいの向上心、四日市の教育って何やと知ろうとする向上心がなかったら、

教育委員会委員になるべきではないと思っておるもので、そういう点でいくとやはりきちんと。教育委員会会議に出席している教育委員に資料を完璧に出しておらんわけやから、教育委員会事務局がね。そこは違うでそこはやっぱりそれくらいの気構えになる人でないと、教育委員会委員の候補者になったらあかんと思うので。それは厳しくお伝えはしてほしいなと思う。

樋口博己委員長

相可教育委員長より発言を求められておりますが、説明員として発言を許可してよろしいでしょうか。

(異議なし)

樋口博己委員長

それでは説明員として発言を許可します。理事者席へお移りください。

相可教育委員長

今の教育委員会のあり方とか、教育民生常任委員会との懇談会と言いますかね、そういう問題についてのご議論でございましたので、以前からお話は伺っておりましたので、私なりの考えを少し申し上げたいと思いますが、まず教育委員会事務局に一番初めに確認をいたしましたのは、全国で議会の教育を所管する委員会と教育委員会委員との交流があるかどうかということを確認しました。そうしたらですね、そういう例は全国でもあんまりないんですね。たまたま教育委員会事務局で調べてもらったら平成22年に静岡で一部あったんだけどそれが途切れてしまっているとか、そういう2、3件の事例は聞きましたけれども、あまり聞きません。それは教育委員会事務局に調べてもらった範囲ですけども、ほんの一部かもしれませぬけれども、時代がどんどん変わってきていまして従来の教育委員会のあり方とそれと議員さんたちで構成される教育民生常任委員会のあり方がこれでいいのかということについては今後の課題だと思えますね。

私も随分、いつまでもせっかく要請があって出て行かないというのはいいのかという思いでおるんですけども、やはり教育委員会というところは特に教育委員5人いますけれども、教育長が常勤でございまして、こうして教育民生常任委員会に出させていただいて

おるわけなんですけれども、私の基本的な考え方としましては全国であまり例がないのでそれはどういうところが実際起こってくるかまず見たいなということ。それから判断したいなということ。それから普段は教育長から教育委員会で話を聞いておりますので。あるいは教育民生常任委員会の議論についてたくさん資料をもらっておりますから、それなりにここで議論されていることについては我々は報告を受けております。で、我々が教育委員会で話をしていることも教育民生常任委員会にはお話を教育委員会事務局からしてもらっているはずで。というようなことがあってですね、時代がどんどん変わってきますので、あんまり教育の議論をしている者同士が全く話をやらずにいていいのかということは、これからの全国的な課題であるし、四日市も考えていったほうがいいと思います。ただやっていないということについての現実の事実ですね、これはやっぱり役割が違うんだというふうに思いますね。教育委員を選ぶときにどこの地域も一番頭においていますのはやっぱりいろいろ違う分野、教育分野ではない違う分野にいた人を教育委員に選んで、いずれにしても子供の義務教育、市は義務教育ですけれども、義務教育からどんどん高等教育に上がって行って卒業、社会人になりますね。社会人になるために今義務教育は何をしたらよいかということになるわけですから、そういうお互いの役割が違うということを頭に置きながら全国どこでもやってきたんだろうと思いますね。

今のところそんなことを考えながら、突出して四日市がやるのはどうかなというのが私の考えです。先般も教育民生常任委員会の委員長、副委員長と議論をさせていただきましたけれども、同じようなことを申し上げました。

#### 小川政人委員

従来からの考え方は当然教育委員会事務局としても全てを知ってもらうというよりお飾りやっていう、教育委員会委員はお飾りやっていう意味とか……。単なる評議委員ならね、各種別のいろんな団体から人を上げてきてやっていけばいいのかという話かもわからんけれども現実の法の中で行われている教育委員会の権限というのはそういうものではない。

今日も一部法律が出ておったけれども、教育委員会の仕事は何ぞやっていうことでいくとね、いろんなところの知識がちょびっとあるから出てきて四日市の教育をやっていくという部分ではないというふうに私も思っていますし。

ただ、偉そうなことを言うと悪いんですけども、議会自体も従来は議会事務局とか理事者が上げてきたことを大体追認して終わっていったお飾りみたいなのところもあるんです



けれども、最近はそういう分権も進んできていますし、そういうような議会であってはだめやと僕は思っていますし、あくまで市民のためにきちっと審査をしてだめなものはだめにしていかないかんところ、それから諸外国の教育委員会制度なんかを見てますと、カナダはカナダで教育委員会委員を選挙で選んでいます。選挙で選ばれた人たちがその地域のコミュニティの教育をきちっとやって議会とは全然別です。議員は議員で選ばれますし、教育委員会の委員は選挙で独立した立場で選ばれて、それはそういうふうに機能して、その教育を、教育委員さんがその教育をつかさどっている。

アメリカでも教育委員会の独立性というのはものすごく強くって、ほとんど選挙で選ばれている人たちと同じように独立性を持ってやっておる。議会とも対等の立場でやっておる。日本だけが制度はあるんやけどうまく機能していないというか、役所は教育委員会も議会も便利に使ったら、口出ししないで自分たちの言うことを認めていってくれたらいいという考え方があるのかもわかりませんが、もうそういう時代ではないもんですから、そうするとやっぱり教育委員会委員の人たちと議会の教育民生常任委員会の人たちと問題点を共有していかんとあかんと思うんですよ。意思決定はそれぞれ別の立場にあるところはあるんですけど、四日市の教育についてどうしようかというところの問題意識は共有せなあかんとなると、やはり別々で違う人やないかという話ではなくて、時々懇談をしたり、我々も教育委員会委員の会議に傍聴させてもらいに行ったり、教育委員会の人ややっぱりこのこういう議論が行われているというところを知ってもらわんと四日市の教育のことを話せませんし、今日の秘密会の資料もやっと今日傍聴に来ていただいてわかつるか、秘密会をするというので出したということで今までは出してないわけやわな。一番大事な判断をするところに何も資料がっていないわけや。みんなあなたのところで持って、教員の処罰でもそうやろう。みんなあなたのところで決めてからはい教育委員会といって、はいオーケーが出ましたというそういうのじゃあかんと思っておるのでそこはやっぱり直していかんとあかんやな。この辺のことはしっかりやっていくというのが、お互いが両輪として、四日市の教育を、問題点を共有して進めていくということが大事なかなと思うので、こんな考え方をもっておる議員もおるということで、また教育委員会の席でも話しをしてもらうとありがたいと思います。

相可教育委員長

今の小川委員のお話は大変重要だと思います。ただ日本がこういう形であんまりどこも

やっていないというのはですね、今の現状、日本の状態ではですね、政治から中立であるかと。もちろん議会で一遍ご質問いただいたときも、市長部局から独立していますと私申し上げたと思いますけれども、それとあわせて政治からも中立であるということにしておかないといけないというのが現在の教育委員のあり方だと思います。

どんどん時代が変わってきていますから、そういう形をこえてやるというのは現状ではハードルが高いという思いがありますけれどもそれを越えていけるようなことに、これからなっていくんだらうかと、全体、日本がですね、そういう気がします。そういう点ではまだ日本はですね、さっき小川委員もおっしゃったように、国が地域を引っ張ると。あるいは行政がいわゆる市民社会を引っ張るといような色彩がかなり強かったわけでございますけれども、そういう日本独特の形がですね、変わらなければならないという人もふえてきましたね。それは私、今は感じております。

樋口博己委員長

他の委員の皆様、お考え等、ございましたら。

小川政人委員

もう一ついいですか。決して教育委員会委員の人と馴れ合いをしようとは思ってないんですよ。違いは違いであって、例えば私やったら富洲原やで田代教育長は私の後輩やけど、田代教育長にいくらこれをオーケーにしてくださいと言われても賛成しかねるものは賛成しませんし、自分の考えと違うものは必ず反対をする。それはそれで立場の違いは別、議決は別ですわ。それと親しいのはまた別のことであってね、そこは違って、どういう考え方があるか、問題の共有の仕方があるかということについていろんな対話をして、それでもやっぱり自分がジャッジしなくてはならない時は委員のそれぞれの立場でジャッジしてもらったらいかなというふうに思っていますので、ぜひそういう考え方をお願いしたいなと思います。

石川勝彦委員

今の教育委員の方は非常勤ですよ。先程の秘密会の資料等はですね非常勤だからということで全然どういう会議にも出してもらえないということで、本市のいろいろな日本中で問題になっておる不登校、いじめとか、こういう問題について本来がっぷり四つで取り

組んでいただいて、議会とは独立した形ですね、しっかりとした考え方を示していただくべきなのに資料すら行っていないということは大きな問題であると前この委員会の中で申し上げておきました。だから今日みたいなことは今後まずないようにですね、資料請求はしっかりしていただいてですね、前もって情報として持っておっていただいているのが私は当然かなと思うし、同時並行的に議会でも議論をする、そして教育委員会としてはこういう考え方であるんだということで教育長からの報告があると、こういう形が本来の教育委員会が本当に機能しておるかどうかいということになってくるのではないかなというふうに思うんですね。

非常勤を常勤にするという問題はまた別にしてですね、たとえ非常勤であれ、とにかく5人の教育委員は情報を共有する、そしてどんな情報も教育委員の一人一人が承知をしていただいているということ、そして議論の場で大いに自分の考え方を示していただいて四日市の教育委員会としてこういう姿勢であるということ報告をしながらお示しをいただくということで議会とのキャッチボールもできるのではないかなというふうに思いますので、教育委員長がおられますのでどうぞ一つしっかり、教育長もおられますから、しっかりと両方ですね、今申し上げたことが一歩でも進めば、先程教育委員長が言われていたような、日本の教育委員会も大きく変わっていかざるを得ないというか、変わっていかなくてはいけないですね。その先達であってもいいのではないかなと。四日市の議会もいろんな面で進んでおります。だから教育委員会も日本の全国の自治体の中で光っておる委員会であるようにですね、教育委員会の存在をどうぞしっかりと、格のある教育委員会としてぜひとも今後に向けて機能していただくようお願いしておきたいと思います。よろしく願いいたします。

樋口博己委員長

この場は議員間討議の場だと思っておりますので、ご発言の無い委員の皆様、ご意見等がございましたらぜひともご発言をお願いしたいと思います。

土井数馬委員

豊田委員もおっしゃっていましたが、段階的にですね、私もやっていくべきだというふうに思っております。今予算の審査等にも教育委員会は関係がある立場だからということで、でも審査に参加するのはまだちょっと早いんじゃないかなと。審査はやはり私

どもの委員会と教育委員会とやっていくわけですが、ただ今日は傍聴に来ていただいたということだけでも今までより進んだんじゃないかなと。

教育委員長の立場としての考え方を参考として聞く分でそういうふうですね、審査にかかわってもらわないうんじゃなしに、どういうお考えでしょうかとそういうふうですね、委員会を途中で切ってもらっても構いません、協議会に切り替えて教育委員長の立場としての意見を聞く、そんなふうなやり方か、懇談会、委員長のほうも今日は懇談会をどうやってやっていきたいと思いますということだったので、懇談会であれば先程のような不登校のこととか学力のことなんかはぜひ所管事務調査の中でも意見を出していただける場だとは思いますが、まずはそういうような。日時やテーマなんかを設定していかないと予算常任委員会や議会に常に来ていただくのはまだ時期尚早かなというふうにも思いますが、もちろん意見としてですが、日時あるいはテーマを設定していった上で懇談会としてスタートするののも一つの方法じゃないかなというふうに考えております。意見でございます。

樋口博己委員長

他の委員の皆様いかがでしょうか。

中森慎二委員

議会の委員会と教育委員長との関係の部分については今、土井委員がおっしゃった部分から入るべきではないかなと私もそう思います。ゆるやかな部分でいいんじゃないかなと。ただその教育委員会議のあり方については教育委員会事務局の主導性の中で運営されてきているのが実態だと思うんですね。

私も何度も傍聴したことがあります、教育委員会事務局が5名の教育委員の皆様にごういう形で情報をお伝えするのか。あるいは教育委員会会議は教育委員会における最高の議決機関ですから、教育委員の皆様が議決に至る情報提供がどうあるべきなのかということも改めて問われている時代であると思うんですよ。ですからその部分の改善も取り組んでいただきたいなと思うし、その上で5名の教育委員の皆様方が教育委員の役割というものをどういうふうに見ていくのかということも今の時代の中でまた変化が求められているところが当然あると思うので、その延長線上の中で教育委員長が代表して、例えば教育民生常任委員会の中でですね、問われた所感について述べていただくというような場面があってもいいんじゃないかなと思いますので。ただ予算審議をダイレクトに、この部分

は何だというのは時期尚早だと思いますので、段階的な部分と従来の進め方、教育委員会議員の進め方についての問題点の抽出なんかも改めて教育委員の皆様からも提言をいただく部分も私はあってもいいじゃないかと思いますので、そういう考え方で私はおります。

樋口博己委員長

他の委員の皆様どうでしょうか。

山口智也委員

私も協議会であったり所管事務調査ということを通して、全国的にも大きな問題となっている、今日も不登校とか、またいじめ問題であったり、こういった大きな課題に関しては同じ問題意識に立って、同じ場で議論していくというのは意味の大きなことだと思いますので、そういう場を設定して議論をしていければいいのかなという思いです。

樋口博己委員長

他の委員の皆様どうでしょうか。よろしいでしょうか。

豊田政典委員

僕は本来論としては大いに異論ありで最初に申し上げたとおり教育委員の責任において予算の原案も提案するし、事業案も決定していくわけですよ。そうあって欲しいなという思いが将来的にはあります。

で、中森委員が言われるように、一つにはここの議会の議論がうまく教育委員会会議のところに伝わっていない。傍聴する限り、会議録を読む限りね。それは間接的だから仕方のない部分もあるし、都合の悪いところも隠している節もあると僕は思っています。

それから教育委員会会議の議論にしてもあまりにも中身がないというか、ふがないというか、本質的な議論を僕はしていないと思っています。それを直してもらいたい、少しづつでも改善していただきたいという思いから、せめて議会の教育民生常任委員会の議論を、我々の議論をきちんと把握してほしいなという思いなんです。

本来ならば堂々と提案説明もしなければいけない。そんな仕事だと思うんだけど、そこまで至っていないので求めませんけれども、立場が違うから、役割が違うからこそ来てほしいんです。政治的中立性についてはその通りで、政治的中立性というのは一般的に

は首長からの独立性で人事権を持っているからプレッシャーを与えないということだと思いますが、議会にももしかしたらあるのかなと思ったりね、そんな気はさらさら無くて、小川委員などが言われたように、問題意識を共有することからクリエイティブな関係になりたいということですよ。そちらの役割の中での判断はもちろん自由にされるべきで、我々は権限内で判断をしていくと。だけれどもお互いに考えていることがわからなかったり伝わっていないという状況があってね、たまにお聞きしたい場面があるわけです、委員会審査の中でも。教育委員さんは果たしてこれで納得したんだろうかというところを疑っている。教育委員会事務局の伝え方に疑い有りという部分もあるんですけども、そんなことを確認したい場面がある。ですから本会議に出席されているという意味合いもそういうことだと思います。権限と責任のもとに質問をされる、答える場合もありますよね。本来はそういうことだと僕はと思いますが、ほかの委員さんの言われているように、最初私も言いましたが、まずは傍聴されて、なるべく教育委員長さんに限らずね、委員会の議論を聞いてほしいし、また懇談会なり協議会という席をつくっていただいて、そこからお互いに今よりよい関係というか、考え方を確認できるところから初めていただきたい。石川委員が言われたように、日本で初めてでいいじゃないですか。初めてじゃないと思いますが、一番進んだ教育委員会と議会との関係というのは別に法律上も禁止されているわけじゃないんで、作りあげていきたいなと思いますけど。

#### 相可教育委員長

今、豊田委員よりお話をうけたまわりまして、ひょっとして教育委員会事務局が教育民生常任委員会での議論が教育委員に伝わっていないということであれば、これは事務局にしっかりお願いしたいと思います。

それからもう一つ、私が教育委員に就任したときは、月1回でしたね、教育委員会会議が。それが2回になりました。私は大変いいことだと思っています。ただ、二日以外の日は、みんなほかのことをやっていますから、ですから教育について頭の中においてやっている

人ではありません。私は外から来た人が教育委員会にかかわるといのは大変いいことだと思っていまして、それは先程も言いましたように、子供たちは必ず大人になって社会に出ていくわけですから、社会にいる人たちがこんな大人になってほしいという教育をするときに外の意見を聞くという、日本の教育委員会制度はそういうふうになっていると思

ますけれども、大変いいことだと思っていて、ただし、委員の皆様の意見を我々教育委員も充足しようと思えますと月2回では少ないと思えますね。月2回、1回は2時間、3時間です。9時半くらいから始まって大体12時には終わりますからね。ですから、四日市だけをふやすのは私はどうかなと思って。そんな先頭切ってやる必要は私はないと思えますけれども、もう少し我々非常勤の教育委員も時間をかけて、日数をかけて議論をしないといかんのだろうなという思いはあります。

小川政人委員

教育委員会の委員がいろいろな立場でしゃべるといってもらうのもええんやけど、もっと大事なことは教育委員会委員の権限ってものすごく大きいですよ。それがうまく活用されてない。委員の権限が本来はものすごくあるんですよ。そんな教育委員会事務局にあるんじゃなくて、5人の教育委員会委員で、いくら教育長が言ったってあとの4人の人がだめやと言ったら、これは全然だめなわけなんですから、それだけの権限があるんやで果たして意見を言うだけでいいのかなっていうとそれはちょっと。大きく教育行政を左右する権限をお持ちなわけですから、それくらいの人たちになってもらわないと、ただ単にPTAの代表やでとか、どっかから推薦されたでという部分でいくと業務の内容と教育委員会委員の人たちの意識が離れてくるもので、その辺は持っていただいている権限の大きさ、それに果たす役割というものの、確かに月2回で2時間や3時間ではできませんから、そのできやん部分についてはこういうところに来ていただいて、どんな議論が今、まあとりあえず議事録なんか渡してないでしょう、教育民生常任委員会の議事録みんな渡しとるのか。もらって読んでくれている。

(発言するものあり)

小川政人委員

もらって読んでくれている。そうなのか。どうやって渡しているのか。抜粋か。

寺村副教育長

議会事務局さんのつくられた議事録ということではなくて、私ども教育委員会事務局が、一般質問ではこのような質問がありました、このような答弁をしましたとか、教育民生常

任委員会ではこんな項目でこんなようなご意見をいただいておりますとか、こんなような答弁をしたとか、そういうので概要、あるいは図面であったり、その他の参考資料ももちろんありますけれどもこういうような質問、委員会、もちろん予算常任委員会全体会も含めてこんな項目で 議員さんからはこういうご指摘やっていうふうなことを報告させていただいております。

樋口博己委員長

できれば議員間討議ということで委員会としての意見を出し合いたいなと思っておりますのでよろしくお願いします。

小川政人委員

今の話でいくと抜粋で出しておるもので、事務局の仕事がふえるとかわいそうなんだけど、やっぱりこの委員会はきちっと委員会の議事録を教育委員会の人に見てもらおうということが大事かなと思うので、それはやっぱり委員会の議事録を、もし傍聴で、本来なら傍聴で生の声を聞いてもらうのがいいんだけど、川口さんがおるときにどなたが教育委員会の委員長やったか知らんけれども傍聴にきてもらってあったことがあるで、川口さんの強い申入れがあった時に教育委員会委員の人たちが傍聴にずっと来ておった、1年間くらいかな、ことがあったで、そういう部分でいくとね、やっぱりこの抜粋ではあかん。都合のええことを書く、ええところ取りをしてしまうことがあるもので、生の議論が教育委員会委員の人に伝わるようにしてほしいなということで、それは仕事ふやすかな、事務局の。その辺ちょっと考えてほしいわ。

日置記平委員

いろいろとお聞きしていてね、今日は新しいスタートになったんやないかなというふうに思いますね。文化元年なら新年度は教育元年したらどうかな。そんな思いです。

それで小川委員から権限のことが出てきましたけれども、私も明確にすると権限はどういうふうな方向なのかな、双方のね。ということも私たちはちゃんとしておかないといけないなということと、それといろんな形で独立性ならばいよいよこれから本音トークが必要になってこようと。でないと前へ進まないなと。右側だけでもいけないし。そういう一つの調和も必要だし。議論も必要だし。火花を飛ばすことも必要だし。いよいよもって



新しい方向性に行けるような気がしますけれども。なればなるほどいろいろと大変ですけれども、新しい方向性に向かっていけるような気がしますので、今後ともよろしく願いいたします。

中森慎二委員

このメンバーの中での意見を一つということなので、委員長にぜひお願いしたいのは、いろいろな意見がみなさんから出ていますので、本年度の教育民生常任委員会として教育委員会事務局あるいは職員のみなさん方に望むところ、これは独自性というのは担保しながらを前提としますけれども、そういう中で我々が望むものを案的なものを少し一枚まとめていただいて、それをご議論いただいてですね委員長から申入れをしていただくと、そういうような手続き的な部分で進めていただいたらどうかと思うんですが。

樋口博己委員

ありがとうございます。

今日皆様から出していただいたご意見、まず共有できるところを少しペーパーでまとめさせていただいて、少し今より一歩前進できるような形で教育民生常任委員会としても、また教育委員会としても前進できるような議論をしていきたいと思っておりますので、少しまとめさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

相可教育委員長

いろいろとたくさん申し上げて申しわけございません。私自身はですね、教育委員会のあり方について、先程も申し上げましたけれども、日本がどんどんこれから変わっていきそうな気がしますし、それに沿っていかなければいけないなと思っています。ただ、今の現状で日本の教育委員会のあり方を見ていますと、こういう形での議論はほとんどないようでございますし、そういう動きも見ながらやらないといかんというのが一つと、私自身は常識があるという思いがありまして、それからもう一つ月2回来る程度でございますので、それも半日程度の話でございますから、やはり日常の業務なんかは事務局でやっております、ご承知のとおりでございます。ですから事務局があんまり困らないようにしないといかんという思いは、今責任者として感じています。

樋口博己委員

ありがとうございます。

それは教育民生常任委員会としてまとめさせていただきますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、これで相可教育委員長にご参加いただいたの委員会としての懇談会を終了させていただきますたいと思います。

それでは1時間たちましたので午後4時15分まで休憩をさせていただきます、当初予算の審査に入りたいと思います。それでは今から休憩に入ります。ありがとうございました。

16:02 休憩

16:18 再開

樋口博己委員長

それでは、皆様おそろいになりましたので、教育民生常任委員会及び予算常任委員会教育民生分科会を再開させていただきますたいと思います。

それでは、ただいまから来年度当初予算の審査に入りたいと思いますが、審査の時間的なことで少し委員の皆様にご相談したいんですが、明日、予備日を使わせていただくということで確認をさせていただいておりますが、ただいまから、当初予算、そして補正予算ということになっておりまして、きょうの審査の時間は5時をめぐりとは考えておりますが、少し延長させていただくか、もしくは明日、当初は10時からの開催予定でございますが、少し早くさせていただくか、ご相談をさせていただきますたいんですが。

( 発言する者あり )

樋口博己委員長

いずれにしても、今から当初予算の説明をいただくと、1時間はかかるということですので、できれば説明をいただいて、もし資料請求がございましたら請求いただいて、きょうのところはそれで終わらせていただきたいと考えておりますが、5時は過ぎるかと思いますが、よろしいでしょうか。

小川政人委員

どうせあしたで終わらへん。

樋口博己委員長

そのあたりはぜひともご協力いただきたいと考えております。

そうしましたら、本日の予定は、ただいまから説明を受けまして、資料請求がもしありましたら資料請求をしていただいて、本日のところはそれで。今から1時間程度ですので、5時20分か30分ぐらいまでかかるかと思いますが、それできょうのところはまずよろしいでしょうか。

(異議なし)

樋口博己委員長

そうしましたら、明日は小川委員もご予定があるということですので、10時からさせていただきますが、ぜひとも、明日1日になりますので、審査のご協力をお願いしたいと思います。

## 議案第1号 平成25年度四日市市一般会計予算

### 第1条 歳入歳出予算

#### 歳出第3款 民生費

##### 第2項 児童福祉費中関係部分

#### 第10款 教育費

##### 第1項 教育総務費中関係部分

##### 第2項 小学校費

##### 第3項 中学校費

##### 第4項 幼稚園費

##### 第5項 社会教育費中関係部分

##### 第6項 保健体育費

### 第2条 債務負担行為(関係部分)

樋口博己委員長

それでは、担当者からの説明を求めたいと思います。

栗田教育総務課長

お手元にお配りしております予算常任委員会教育民生分科会追加資料に基づきまして、各担当課長のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

資料のほう、よろしく願います。

よろしいでしょうか。

樋口博己委員長

追加資料ですね。

栗田教育総務課長

はい。それでございます。後ろに。

樋口博己委員長

ああ、これですね。

追加資料を中心に説明いただきたいと思います。

小川委員、ありますか。よろしいですか。

それでは、説明、お願いします。

栗田教育総務課長

それでは、説明を始めさせていただきます。

めくっていただいたところに目次がございます。それで、1番から19番までという形で項目が分かれておりますので、手短かに説明させていただきたいと思います。

まず、1番目でございますが、教育委員会会議の活性化への取り組みということでございます。

この直前に教育委員会のあり方についてもご議論いただいたところですので、ちょっと同じようなことになってしまうんですが、一応、教育懇談会という形で、教育委員会会議

とは別に、既にもう平成17年から開催をしておるということで、先ほど教育委員長から申し上げましたように、それまでは月1回程度だった教育委員会を、現場に出て、教員や地域住民などからの意見聴取もするという一方で、こういうことも始めさせていただいて、ずっと続けさせていただいているということが一つ。

それから、今まで学校現場を教育懇談会で訪問させていただいて、そこでいろんなお話を聞くということが多かったんですけども、平成24年度からは、確かに現場へ行くのも大切なんですけども、現場へ行くだけではなく、なるべく定例会だけでは十分議論できなかった重要な施策について、この本庁の中で会議という形で持たせていただいて、十分議論するという形に少し変えさせていただいております。

それから、資料につきましても、今のところ、まだまだ十分ではないというご意見になるかと思いますが、事前に配付をさせていただいて、定例会の場での意見交換がなるべく活発になるように努めておりますし、市議会の資料などにつきましても、議事録ということではございませんでしたが、教育委員会会議でまとめたものや、それから委員会のほうや議会のほうに出させていただいた資料も必ず送付させていただいて、今、どういう状況で議会でこういう議論がされているかということもお知らせさせていただくように努めております。

それから、時間も、1時間半とかそれくらいが過去は多かったんですが、今は2時間半、それから場合によっては3時間という形で、できるだけ多くの案件を詰め込んだという形で議論はさせていただいております。

今後は、きょうのお話にもありましたように、教育委員会会議の活性化ということは非常に大事なテーマになっております。教育委員さんともよく話し合いをさせていただきながら、これからももっと丁寧な取り組みができるように、何が今の状況の中でできるかということをしっかり議論させていただいて、また議会にご報告できるようにさせていただきたいなというふうに考えております。

2ページから3ページにかけては、教育懇談会のことしの開催状況です。これはことしですので、まだ9回とかいう形でこの後続くんですけども、今、資料をつくらせていただいた、1月現在の状況までここに記載させていただいております。

それから、4ページ、5ページは、教育委員会の定例会のほうの内容でございます。こういった議事をことしは取り扱わせていただいているところでございます。

これが教育委員会会議の活性化についてでございます。

それから、7ページでございますが、四日市市の教育施策評価委員についての名簿の提出をということでございました。

教育委員会のほうでは、平成19年度の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、教育に関する事務の管理や執行の状況の点検や評価を毎年1回必ず行いまして、9月の議会のときに議員の皆様にも報告書を出させていただくというようなことをさせていただいておりますけれども、その際に、学識経験者による知見の活用ということが記載されておまして、その役割を教育施策評価委員さんにさせていただいております。

下に名簿がついておりますが、平成24年度は4名の方で、杉浦さんを初め、こういった方々が来ていただいて、こちらは本当に教育の専門という方に来ていただいております。

活動状況としましては、大体年間3回程度ということで、1回、2回は学校現場等へ行きまして話し合いをしたり、学校の本当の教育のやり方とかそういうことを校長先生と話し合ったりしていただいておりますけれども、3回目、5月に必ず、年1回になるんですが、教育委員と教育施策委員が同時に会議を持ちまして、施策委員さんのほうで大体年間でまとめました評価というか、そういうものにつきまして教育委員さんにも内容をご説明させていただいて、9月の点検評価表をつくるに当たっての原案をつくるというような形で作業しております。

そういったものが施策評価委員というものでございます。

教育総務課からは以上でございます。

#### 畠山教育施設課長

それでは、目次の3番のご説明を申し上げます。学校施設整備における委員からの意見に対する取り組みというところでございます。

ページ数のほうは、8ページをおあけください。

決算常任委員会教育民生分科会におきまして委員の皆様からいただきました意見についての取り組みについて、まとめております。この後、資料に出てまいります。学校の補修費などにPTA会費が使われていることから、予算の確保を含め考え方の整理の必要があるというご意見をいただいております。これにつきましては、後の資料において説明させていただきます。必要に応じて増額をしたところでございます。

2番目といたしまして、施設整備における学校での満足度が低いことを十分に受けとめて、新年度予算編成に向けて今後取り組むべきであるというところでございます。やはり

このアンケートを見ますと、建物が古いとか、十分に修繕がなされていないという理由が多く見受けられます。計画的に実施しております大規模修繕工事や設備の更新を適切に実施するとともに、学校の要望を十分聞き取り、日ごろの修繕にも鋭意努めてまいりたいというところでございます。

その次、9ページでございます。この部分につきましては、以前に一度いただきました委員からのご意見に対しまして取り組みをご紹介したところでございますが、その後、一部フィルムの張りつけとか、進んでいるところもございまして、再度まとめて掲載させていただきます。時間の都合上、割愛させていただきます。

続きまして、11ページでございます。学校教育費とPTA会費との関係についてでございます。これにつきましては、特に施設の修繕や維持に係る費用でございます。方針といたしまして、平成24年度と比較いたしまして、3175万1000円の増額ということで、約30%の増額をこの予算案に上げさせていただいたところでございます。一方、学校に対しまして、学校施設の修繕は全て公費で行うというところを徹底したところでございます。

内訳といたしまして、小学校を見ても、学校配分、平成25年当初は1800万円ということで、増額94万6000円ということで約5%増やしております。また、小学校の教育施設課におきまして行う修繕につきましては、24年度は6300万円余でございましたが、25年度については8200万円ということで、約1800万円、約3割近い増額をさせていただいております。また、中学校につきましても、中学校の学校配分といたしまして、24年度は800万円弱、そしてまた25年度は1050万円ということで、約3割の増額、255万1000円の増額でございます。そしてまた、教育施設課で行います修繕につきましても、24年度は3000万円、そして25年度は4300万円ということで、約1300万円の増額ということで、43%程度の増額。おしなべて見ますと、約3割のこういった学習施設の修繕等に係る費用について増額を図ったところでございます。

今後につきましては、学校配分、特に学校では緊急性を要する窓ガラスの割れなどの修繕を行っていただきます。また、教育施設課におきましても、老朽化に伴います補修を必要な箇所から順次行っていきたいというふうに考えております。

続きまして、5番でございます。平成24年度末状況を反映した学校施設整備計画（案）でございます。

ページのほうは、13ページをおあけください。

平成23年度から始まります総合計画策定に当たりまして、資料として提出させていただ

きました。こういった学校施設整備計画（案）でございます。

こういった中から、この表、縦に並んでございますが、例えば校舎改築事業につきましては、富田中学校につきましては、8月の議会におきまして債務負担行為を行っていただきまして、絵柄としては変わりませんが、予算としては平成24年から26年の債務負担とさせていただきますところでございます。

また、大規模改修工事につきましては、統廃合の関係もございまして、西橋北小学校につきましては、平成24年度に設計、そして平成25年、26年と2カ年にわたり改修工事を行うところでございます。これにつきましては、11月定例会議会の補正予算でお願いしたところでございます。そしてまた、三重小学校につきましても、絵柄は変わりませんが、平成24年度の補正ということで、国の経済対策を活用させていただきまして、繰り越しをさせていただくところでございます。

そしてまた、給食室の改修でございますが、この部分につきましても、新たに西橋北小学校につきましては、平成24年度に設計を行い、そしてまた平成25年度に工事を行うところでございます。

そしてまた、つり天井の崩落対策事業といたしまして、小中あわせまして全ての学校ということで、小学校6校におきまして、天井のある体育館につきましては、平成23年度設計を行い、24年度に天井の張りかえを実施したところでございます。

そしてまた、窓ガラスの飛散防止フィルムを張る工事でございますが、これにつきましても、24年度におきまして、幼稚園、そして小学校、そしてまた、25年度におきましては中学校を実施させていただくところでございます。

また一方、津波の対策といたしまして、避難施設整備事業という大きな事業が発生してまいりました。これにつきましても、ここにございます学校全てで19校ございますが、それにつきまして、一部につきましては24年度に設計を行い、25年度に工事を行う、そしてまた残りの5校につきましては、平成25年度に設計を行い、26年度に工事を実施すると。加えまして、先ほど議案として上げさせていただきました富田中学校につきましても、こういった避難施設整備事業を含んだ改築事業を実施させていただいておるところでございます。

今後、新たに発生いたします第2次の推進計画に向けまして、25年度におきましてはこれらの策定についてご議論いただきたいというふうに思っているところでございます。

説明につきましては以上でございます。



石黒学校教育課長

引き続き、学校教育課分をお願いします。

14ページでございます。

表題が前回、施設課と同じように、学校教育費とPTA会費の関係についてということであったんですが、今回表題を、内容的に見て、学校運営費における公費と私費についてということがいいんじゃないかということで、学校教育課のほうはそういう表題にさせていただきます。

今回の予算の要求の内容についてですが、基本的な考え方として、前回の11月12日の所管事務調査の報告内容に基づきまして、明らかに公費で負担すべきと判断されるものについて通常要求する額に加えて要求するというので、四角囲いのところにありますように、前年を基礎として、通常要求する額に加えて、明らかに公費で負担すべきと判断されるものについて今回要求をさせていただいたということでございます。

そして、(2)明らかに公費で負担すべきと判断されるものの考え方でございますが、そこにありますように、消耗品費、燃料費、器具修繕料等々ありました。あったんですが、特に私費負担の額が多い消耗品につきまして、私費の負担分の内容を精査した上で加算して要求しました。具体的には、特に用紙類につきましては、例えば1日に児童生徒当たり大体何枚使うかということ为基础にしたり、教職員として何枚ということ为基础として、必要枚数を計算しました。そのほかのものにつきましても、一つ一つ検討をしまして、今回公費負担すべきと考えられるものについて予算要望を上げていきました。ただ、それは確定的に今後も公費でということではなくて、今回の予算について、差し当たり今回はこういうふうにと考えるということで挙げさせていただいたので、今後改めて調査を行った上で考え方を整理していきたいというように思っております。

それ以外の消耗品以外の備品購入費とかについては、今回、これは寄附採納の手続が行われているということで、今回、加算は行いませんでした。それから、役務費について、これまで卒業証書の浄書代がついていなかったんですが、全校分を予算要望させていただきました。それから、そのほかの費目については、特に予算として不足ということが数字上あらわれていませんでしたので、今後はまた改めて調査を引き続き行って、状況を見て対応を考えていくというようにしていきたいと考えております。

その結果ですが、15ページを見ていただきますと、平成25年度当初予算内示額でござい

ます。小学校費と中学校費に分かれておりますが、上段が消耗品費、下段が筆耕翻訳料ということで、小学校では消耗品費で1892万4000円、筆耕料のほうで89万7000円、中学校では消耗品費で2374万8000円、筆耕料のほうで88万6000円ということで、およそですが、小学校で約2000万円、中学校で約2500万円の増額の内示をいただいております。

今後の対応としまして、どの学校でも必要な基本的な物品、必要で基本的な数や量ということをお話もさせていただいたと思うんですが、これについて引き続き調査を行って、考え方を整理していきたいと思っております。それから、消耗品についてもまた今後調査を行っていきたいと思っております。また、それ以外の費目についても実情を調査して、必要な予算要望をしていきたいというように考えております。いずれにしても、保護者負担軽減ということを基本的な考え方として、学校運営費については必要な額を予算要望に反映させていくという考え方でいきたいと思っております。

16ページ、17ページ、また、18、19ページにつきましては、前回の資料に添付したものですので、今回は説明を省略させていただきます。

引き続き、20ページからは中学校給食につきましてでございます。

現状ということで、まず20ページ、喫食率の現状について載せてあります。喫食率は、その上にありますように、全員が給食を食べた場合の食数に対する実際に食べた食数の割合ということで、下に数字であらわしてありますが、平成21年度から24年度まで、少しずつではありますが、上昇しているということでございます。

なお、数値データにつきましては、30ページにございますので、また後でござらんください。

それから、21ページに、喫食率とあわせて利用率というのを我々考えておるんですが、それについての推移と現状について、そこにあらわせていただきました。利用率と申しますのは、一定期間のうちに全員の中で1回以上給食を利用した人数の割合ということで、食べた人数の割合というよりは、その家庭の状況に応じて給食を利用いただいている割合ということで考えていけるんじゃないかというふうに思います。具体的にはその利用率はグラフのとおりなんですが、数字でいいますと、下にありますように、37.10から、平成24年度42.38というように、上昇傾向ということで考えていいかと思っております。

数値データにつきましては、31ページをござらんください。

22ページのほうです。中学校給食の今後についての考え方ということで整理をさせていただきました。平成24年7月のアンケートをここに挙げてあるんですが、ほぼ毎日利用す

る、それから時々利用するという方、これが23%と34%、合わせて57%になります。これらを合わせると、家庭状況に合わせて利用するということと考えられます。それ以外につきましては、家庭弁当という考え方かというように考えられますので、今、ほぼ毎日、時々利用する、この方々が利用するのは57%ですので、57%の方がきちっと利用していただくというのが現在の四日市市の給食の考え方には合っているのではないかというふうに思っております。そして、その57%に、さらに無回答の7%であるとか、利用しない36%の生徒、保護者ですけれども、その利用も考えるとして、目標としましては、利用率として60%ということを考えております。この場合、予想喫食率としては40%ぐらいになるんじゃないかと考えています。

それから、23ページは給食の改善のポイントについてまとめてあります。給食を利用しない理由として、そのアンケートのような内容、多い順に見ていただくと、子供が家庭弁当を食べたいと言うからというのから始まって、幾つかの理由を挙げております。この結果から、まずやはりポイントとしては、おいしくすること、そしておいしくないという思い込みやうわさを払拭すること、そして三つ目として、予約しやすいシステムにすること、言いかえれば予約しやすいこと、このようなことを主として改善に取り組むべきポイントとして考えております。

そして、24ページ以降につきましては、これまで行ってきた改善点をまとめてみました。まず として、味つけや調理方法、分量、盛りつけ方など、きめ細かな給食内容の改善、 としてはモニタリングシステムの運用、そして として、利用方法等の改善ということで、これまで行っていた改善点をまとめました。

そして、26ページに行きますが、今後取り組んでいく改善点としまして、先ほどの三つのポイントにあわせまして、おいしくすることということで、そこに具体的な内容について挙げさせていただいております。そして、おいしくないという思い込みやうわさを払拭することということで、例えば給食日よりであるとか、全員喫食の日の回数増、そういったことでそういったうわさを払拭していきたいというように考えております。

それからもう一つは、予約しやすいシステムにすることということで、それにつきましては27ページにあります。27ページ、給食予約システムについて、そこにまとめたものですが、予約方法について、予約方法の簡易度。大体7割がパソコンで予約している。そして、予約したことのある家庭でいくと、7割以上が簡単にできたと感じているということであるんですが、個別に寄せられた意見の中に、真ん中から下にありますような意見が寄

せられております。この辺がわかりにくい、予約しにくいところのポイントかなというふうに考えておりますので、それらを含めて、一番下にそのポイントをまとめてみました。予約システムの利用方法についてのきめ細やかな周知、やはりきちっと知らせること、わかっただけでなく、それから予約システムそのものの改善、変更、改修ということになるかと思っております。それは具体的にはその上の意見が参考になるかと思っております。そして、さらに便利な払い込み、振込、この3点が今後のポイントというふうに考えております。

予約システムについては以上ですが、28ページ、今後の中学校給食のあり方についてということで、そこにございますように、本会議でも答弁させていただきましたが、教育委員会内部だけでなく、学校関係者や保護者を交えた中学校給食に関する懇談会を開き、家庭弁当の位置づけを今後どのように考えるのか、あわせて中学校の給食はどのような方式が望ましいのかということをお話し合っていきたいというふうに考えております。

アンケート結果は三つございますが、参考のために載せさせていただきました。給食の選択制について、保護者、それから生徒、教職員のアンケート結果が載っております。参考にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

武内教育支援課長

教師力向上研修の対象と内容についての資料請求をいただきました。

32ページをごらんください。

教師力向上研修の対象でございますが、四日市市立の幼稚園、小学校、中学校、全教職員が対象でございます。

内容につきましては、それぞれの教職員の職種、経験年数に応じて自己分析をそれぞれが行います。強みや弱みを把握した上で、それをもとに1年間の目標、計画を立てて実践、そして年度末に振り返り、反省をして、次年度へつなぐという、こういう個人研修プログラム、これを浸透させております。これによって、効果的な研修を目指しております。したがって、その時々々の教育課題だけではなく、職種、経験年数、職務内容に応じた研修講座をできるだけ多く設けて、教職員の資質向上を目指しております。

次の33ページのところに、この個人研修プログラムのイメージ図、それから計画と評価を行う個人年間取組計画と評価、それから次の34ページに、研修講座の考え方と、教職員一人一人が自己分析を行います「自己相互研鑽のために」というのを載せさせていただきます

ました。

最後に35ページでございますが、県が実施しております初任者研修であるとか、教職5年研修、教職10年研修も交えて、教育支援課のほうで行っている教職員研修の全体図をつけさせていただきました。

以上でございます。

伊藤人権・同和教育課長

それでは、36ページをごらんください。

先ほどの教育支援課の研修等の事業について、学校人権教育リーダー育成事業についての対象と内容がわかる資料を出してほしいということでもございました。

この事業につきましては、小学校区及び中学校区において、人権・同和教育の充実を目指していくのに、その中心的な役割を担うリーダーを育成しようというものでございます。

2番の事業の概要のほうですけれども、この事業につきましては、二つの研修会で構成されておりまして、人権教育リーダー育成研修会、そしてこの研修会で受講した者がさらに学んだことを実践に生かせるようにということで、人権教育フォローアップ研修会というのをしております。

対象ですけれども、市内の小中学校から推薦された教職員で、2年間で全ての学校につきまして1人以上の研修が受けられるようにということで、二つのグループを編成しまして、交代で研修をしているという形になります。来年度をもちまして、5サイクル目が終了する予定でございます。それから、今年度からは希望によって受講できる枠を10名程度増加させております。そういったことで、大体40名前後が研修を1年間で3日間に及んでやるということもございます。大学教官であるとか、実践経験豊かな指導者を講師としておりまして、人権問題及びその取り組みをテーマ、内容にした総合学習、部落問題学習、それからさまざまな人権学習プログラムというのがありますけれども、こういったものを用いた参加体験型の研修など、実践的な内容の研修を開催しております。そして、この参加者は、学んだことをレポートに作成しまして、人権教育の手引という形で編集しまして、これを市内の学校に配付して、利用できるようにしております。

人権教育フォローアップ研修につきましては、冬休みに半日、この資質向上を目指した研修会をしているということでもございます。

そして、こういった研修を受けました者を中心に人材バンクをつくってございまして、市内

の学校、地域がその指導者として使えるようにということで、現在179名が登録しております。平成23年度は36名がその活用対象になって、何らかの講師をしたりということに及んでおるといところでございます。

以上でございます。

伊藤社会教育課長

37ページをごらんください。

10番、平成25年度文化財説明板工事予定についてでございます。これは文化財維持管理事業の一環で、指定文化財の現地に説明板を設置するものでございます。

1について、新設は1件、20万円でございます。県指定有形文化財（彫刻）の「如意輪観音坐像」というのが日永の六呂見の観音寺にございまして、こちらについての新設でございます。如意輪観音坐像の概要も書かせていただいております。

2番目といたしまして、維持補修工事、2件、9万円でございます。これにつきましては、屋外に設置されていることで、風化して文字が読めなくなっています説明板2件につきましてでございます。一つは、市指定無形民俗文化財の「つんつくおどり」、日永のつんつくりおどり。それから二つ目としましては、市指定無形民俗文化財「市場町獅子舞」、保々の市場町にあります獅子舞。この2件については補修でございます。

それから、3でございます。4万円ですが、国指定天然記念物の御池沼沢植物群落の看板の屋根が今現在腐食しておりますので、これに対して復旧をするという予算でございます。

このページ、以上でございます。

水谷博物館副館長

博物館から、プラネタリウムのリニューアルについて説明させていただきます。

38ページをお願いします。

プラネタリウムのリニューアルにつきましては、今月中に外部委員による検討委員会を設置して、内容の検討を行っていく予定にしておりますが、現在博物館として考えていることをまとめさせていただきました。

まず、リニューアルの目的ですが、これまでの天文教育の普及に加えまして、（仮称）四日市公害と環境未来館の併設による相乗効果を出すために、環境の側面からも地球をと

らえられるようにしたいと思っております。

そのためには、従来のプラネタリウムの「地球から見た宇宙」という視点だけではなく、「宇宙から見た地球、宇宙から見た四日市」という新たな視点でもって、地上目線ではとらえることができない地球環境について投映し、環境を考える場として、特色あるプラネタリウムにしていきたいと思っております。また、「宇宙から見た四日市」という視点を拡大して、コンビナートなどの四日市の見どころも紹介して、観光情報なども発信していきたいと思えます。

リニューアルにより導入する機器につきましては、宇宙から見た星空は、地球から見た星空よりもはるかに星の数が多く、輝きも鮮やかですので、これを再現するために、高画質、高性能の機器を導入したいと思っております。

リニューアルの内容としましては、光学式とデジタルの投映機器の更新のほかに、ドームスクリーン、音響システム、座席、展示コーナーなども更新したいと考えております。

導入機器の選定につきましては、プラネタリウムの機器はそれぞれ性能や操作性などの特性がありまして、現在、各社の機器の研究を行っておりますが、単に価格の面だけでは優劣が比較できませんので、プロポーザル方式で選定を行う予定にしております。

今後のスケジュールにつきましては、7月までに検討委員会の議論をもとにプロポーザルで展示する機器の仕様を決定し、プロポーザル公示の上、10月に審査を行って、内定し、11月定例月議会に契約議案として上程させていただきたいと考えております。議決をいただきましたらすぐに作業に入りまして、平成26年6月ごろから現場での工事に取りかかり、27年3月に常設展示、公害と環境未来館とともにリニューアルオープンの予定です。

事業費は総額で7億4400万円で、積算根拠は40ページのとおりです。

続きまして、41ページをお願いします。

昭和の暮らし展についてですが、この展覧会につきましては、平成19年度から企画展として毎年開催しております。

開催状況は表のとおりですが、平成24年度の観覧者数、2月20日現在になっておりますが、昨日終了しまして、観覧者数は合計で8080人、うち、学校見学は48校で3341人となりました。

展示の内容につきましては、年々市民からご寄贈いただく資料がふえてきていることもありまして、それらを活用しながら、少しずつではありますが、充実を図っております。今年度は駄菓子屋を再現したり、市民から寄贈していただいた大阪万博の映像を流したり、

ボランティアによる紙芝居を行ったりしました。来年度につきましては、昭和の道具に関する解説図録を新たに作成して、活用する予定であります。また、市民から、昭和の車の写真を募集しまして、マイカー写真展のコーナーをつくる計画であります。

この展覧会につきましては、学習支援が主目的ですが、市民からの寄贈や写真の募集などによって、市民参加型の展覧会として、今後もいろいろ工夫してまいりたいと思っております。

以上です。

大森図書館長

42ページの、13番目、図書館改修事業費について、ご説明申し上げます。

図書館改修事業費、平成23年度から25年度という総合計画の第1次推進計画に基づいておりまして、老朽化設備の改修等を行っております。

まず平成23年度は、設計業務ということで、エレベーター、それから視聴覚ホールのエアコンの更新の設計、それから書架レイアウト設計等の事業を行いました。

平成24年度は、23年度の設計に基づきまして、昭和48年建設当時から使っておりますエレベーターと視聴覚ホールのエアコンの更新工事を行いました。また、あわせて、重要な屋内消火栓ポンプ、自動火災報知機等の改修工事を行う予定でございます。

そして平成25年度、来年度でございますが、既存の施設を十分に生かしながら、快適な読書環境を整備するという目的のもとに、大きく3点の改修を行う予定です。

1番目は、1階の閲覧コーナーの書架レイアウト変更及び閲覧スペースの拡充ということでございます。中段にあります写真の左のほう、これが1階の閲覧コーナーの写真でございますが、この真ん中の書架が高さ2mほどございまして、これが約25本並んでおります。この最初の、「25」と小さく書いてありますが、この書架の列を撤去いたしまして、スペースを広げて、ここに閲覧用のソファや閲覧テーブル等を設置して、来館者の読書環境を整備しようというものでございます。

2点目に、児童室の書架でございますが、この右側の写真、これは児童室の書架ですが、先ほどの一般閲覧コーナーは平成11年に書架の更新を行っておりますが、児童室の書架はやはり当初からの書架を使ったままでございます。そして、大きさとか形態がさまざまでございますので、これをできるだけ新しい書架に更新して、書架配列も変更して、子供の読書環境を改善しようとするものでございます。



3点目が、2階に企画展示及びインターネット検索コーナー、郷土作家コーナーをつくらうとするものでございます。インターネットの検索が最近の図書館はほとんどできますが、四日市はそういう設備がございません。このように利用者からの要望の多いインターネット検索コーナーを開設するとともに、1階に企画展示の小さなコーナーがあるんですが、これを2階に持って行って、拡大して、より見やすくしたい。そして、丹羽文雄さんを初めとする郷土作家コーナーを新たに整理して開設しまして、視聴覚ホールや企画展示コーナーとも連携ができるような環境を整備したいと思っております。

予算は3500万円で、3年分の予算ベースでの金額は6750万円でございます。

めくっていただきまして、44ページ、45ページ。44ページは図書館の1階の平面図でございます。45ページは2階の平面図でございます。それぞれ先ほど申し上げましたような内容の改良点を囲みに書きまして、このような改善をするということをあらわしたものでございます。

続きまして、46ページ、14番目、新図書館の整備という項目でございます。

まず、新図書館の整備についての考え方でございますが、今回の総合計画におきまして、現図書館を活用しながら利用者のサービスの向上を図ることが基本でございます。ただ、そのさらなるサービス向上のためには、平成17年の懇話会から貴重な提言をいただいておりますが、その提言を生かしまして、最新の図書館の動向やサービスの変化を注視しながら、関係部局と研究して、新総合計画の期間内での整備構想の策定につなげていくということが基本でございます。

現時点で、そのときの提言等を生かしまして、まとめた内容が、基本的に2番目に挙げました、目指すサービス及び整備の方向性ということで、(1)から、めくっていただきまして、48ページの(6)まで、六つのポイントにサービスの基本的な方向性を見出しまして、その具体的なサービスを各項目の中で(1)から(6)、例えば(1)の生涯学習の拠点として市民に役立つ図書館というところでは、の基本的サービスから、レファレンスサービスというふうに6項目挙げましたが、各項目でこのように項目を挙げました。

それに対応する施設の整備ということで、丸に挙げましたように、例えば(1)の場合、一般開架、閲覧室の充実をすとか、低い書架の採用やレファレンスサービスの充実等というふうに、サービスの向上すべき内容と、それに対応する施設の整備の方向性をまとめたところでございます。

この中で、これは、今の図書館でできることは今回の25年度の改修計画に挙げてござい

ますが、レベルの高い部分については新図書館のほうで実現するものということでまとめたものでございます。

説明は以上でございます。

小垣内スポーツ課長

49ページ、50ページをお願いします。

まず、15番、中央緑地運動施設整備事業費について、内訳をということで示させていただきました。

8710万円の内訳でございます。まず中央緑地陸上競技場照明設備設置工事に3460万円、それから中央緑地陸上競技場第2種公認継続工事に4270万円及びその公認にかかる備品購入費として770万円でございます。次に、中央緑地第2体育館つり天井崩落対策工事設計業務委託として、140万円上げさせていただいております。その他備品として、これは体操の段違い平行棒が規格が変わりましたので、これの購入費として70万円上げさせていただいております。

次に、16番、中央緑地陸上競技場夜間照明設置後の利用者予測ということで、資料請求いただきました。

これはあくまでも利用予測ですので、正確な数字ということではございませんが、まず平成23年度の現状の利用者数を見ていただきますと、専用使用は大会等で、これは照明設備ができて夜遅くまで大会をやるということはございませんので、主に利用者増が見込まれるのは個人使用の欄で、現在、約1万名程度の利用者数がございます。それで、その下に日没時間を書きました。これは毎月の15日をめどに日没時間を記載してあります。増加予想としては、3月から9月までが大体1500から2000人ぐらいたらうと。10月から2月が2000人から3000人ぐらいふえるのではないかとという予測でございます。

下の参考の現状の利用者数、これは個人ですが、それを棒グラフにしてみました。まず10月から2月のところが黒く棒グラフで塗ってありますが、やはり冬の期間、非常に日が落ちるのが早くて、なかなか練習がこなせないというのと、それから、ちょっと遠くから練習に見える方も、もう行っても日没で練習できないということで、この辺のグラフが減っております。今後、照明設備が設置できれば、この辺のグラフが伸びるんじゃないかと。また、夏についても、今まで7月、8月、午後7時ぐらいで日没となります。夏は結構夕方の練習が人気で、涼しくなったからの練習というのが人気ですので、夜間照明されるこ

とによって若干この辺も伸びるんじゃないかという予測を立てました。

それから、もう一つご質問があった、使用料はどう考えているかというところですが、専用使用料ということで、この辺の照明代としては2時間単位で600円程度を現在考えております。個人使用については、これは体育館や温水プール等も個人使用については夜間照明というところで特に設けておりませんので、経費としては、人数によっても違うんですが、10円程度経費がかかるんじゃないかなという予測で、下に計算式で消費電力と利用者人数等で割って、それぞれ照明代ということを出しましたが、いずれも指定管理者制度のもとで利用料金制をとっておりますので、この辺は平成26年度から新しく5年間指定管理者制度の更新の時期に合わせて、指定管理者とこの料金については協議を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

伊藤社会教育課長

続きまして、目次の17番につきましては、教育民生常任委員会協議会で請求いただきました資料でございます。

51ページのほうからごらんください。

久留倍官衙遺跡整備事業につきまして、その管理運営と経費についての教育委員会の考え方をまとめさせていただきました。

施設概要など、既にご説明しております。事業計画面積、約2万700㎡、ガイダンス施設延べ床面積約200㎡、それから開館時間、夏場の5月から10月は9時から16時半まで、11月から4月までは9時から16時までと考えております。また、ガイダンス施設につきましては、休館日が月曜日と年末年始、料金は無料と考えております。史跡地地区につきましては、復元建物があるため、夜間の施錠のほうを行います。

それから、方針につきましての欄でございます。久留倍官衙遺跡は、遺跡の特徴や史実との関連性を学習していただく施設であるとともに、公園として整備をし、広くPRをしていくものでございます。特に、学校教育活動の活用にあ資するために、体験型学習プログラムを作成いたしますし、また、教職員に対しまして研修などを行っていくということで、そのために、久留倍官衙遺跡には考古学的な専門知識を備えた職員の配置が必要と考えておりました。整備後の運営は教育委員会の直営方式で、学芸員資格を持った職員を配置するという考え方でございます。また、市民団体が久留倍官衙遺跡を盛り上げようという機

運も今、上がっていることから、一部の業務を委託して事業を進めるという方針でございます。そして、教育現場などに周知をされて、一定進んでまいりまして、運営体制が軌道に乗った段階で、指定管理を含めた委託について検討すると、このような方針で考えております。

右側の52ページのほうをごらんください。管理運営方式、直営で一部委託というところでございます。体制は、正職員1名、嘱託職員1名が常駐をし、国指定史跡としての学術的な問いにも対応するというものでございまして、子供たちへの体験型学習を行います。先生たちの研修も行います。日常施設管理の草刈りや施設内の清掃などなど、語り部などもございますので、そのあたりは外部委託をして、委託スタッフ2名を想定しております。

なお、会計事務など、一部本庁で処理を行うものもございます。

通年管理運営費の概要のほうも書かせていただいております。人件費、先ほど申しました配置でございまして、職員分と委託スタッフを合わせまして1700万円、それから維持管理経費、これにつきましては約690万円、それからその他運営といたしまして自動車運営などなどありまして、その他運営費120万円といたしまして、1年間、初年度の運営費概要でございますが、2510万円と試算させていただきました。

次のページをごらんください。こちらにつきましても、平成25年度の久留倍官衙遺跡の事業につきましては、最新の基本設計書と対比させて説明をさせていただくというページでございまして、コピーをいたしました別冊のほうを一部つけさせていただいております。久留倍官衙遺跡保存整備基本設計書、白黒のコピーでございます。これは1年前に作成いたしましたして、今回は説明に必要な部分だけを今、コピーして、お手元に置かせていただいているものでございます。

53ページの平成25年度の主な事業内容です。まず、八脚門復元の基本設計につきましては、予算が270万円でございます。基本設計書に該当する部分といたしましては、第1節、遺構整備計画の22ページから始まる部分が該当いたします。22ページからでございます。八脚門につきましては、25ページに記載がございます。これにつきましては、基本設計書どおり、変更なしの事業でございます。

次に、平成25年度、ガイダンス施設の実施設設計のほうも行っていきます。予算は208万5000円の予算でございます。このガイダンス施設につきましては、基本設計書の記載は、第3節、ガイダンス施設等の計画の33ページからのところでございます。33ページにつきまして、ガイダンス施設の理念、ガイダンス施設の機能、それから35ページにつきまして、

ガイダンス施設の必要諸室及びスペースということで、これにつきましても基本設計から変更なく考えております。

次に、史跡地地区の造成工事のほうも25年度の予算でございます、予算額3292万5000円でございます。これにつきましても基本設計書の記載は、第4節、造成・雨水排水施設計画の38ページからの部分でございます。こちらの造成計画も、38ページをごらんいただきますと、基本方針を書かせていただいております、これにつきましても変更なく、基本設計書どおりで進める予定でございます。

それから、エントランス地区の駐車場等の整備も予定しております。予算は5630万円でございます。これも、第3節、ガイダンス施設等の計画のところ、基本設計書の該当ページは37ページでございます。37ページをごらんいただきますと、学習案内施設、案内板などを設置するとともに、便益施設として、駐車場、駐輪場をエントランス地区に整備するというので、これにつきましても基本設計書どおり、変更ございませんで、進めたいと考えております。

説明は以上です。

水谷博物館副館長

続きまして、54ページの博物館常設展示リニューアル基本計画案をお願いします。

常設展示のリニューアルにつきましては、昨年12月に検討委員会を設置しまして、今年度中に基本計画を策定する予定で、現在検討を進めているところですが、現段階での案をご説明させていただきまして、ご意見等をいただければと思い、資料として提出させていただきました。基本計画案を別冊として配付させていただきましたが、こちらの概要版を使って説明させていただきます。

基本計画につきましては、現状の課題、その対策を踏まえたリニューアルの視点・基本方針、そしてそれに沿った展示計画といった流れで検討を進めておりますが、リニューアルに当たりましては、個人の生涯学習のための社会教育施設という、従来からの博物館の枠にとらわれずに、四日市のまちをよりよくしていくために博物館は何ができるのかということを中心に考えを進めました。

現在、四日市のまちは古い建物がほとんど残っておりませんので、歴史を余り感じられないまちになってしまっておりますが、実際は、古代、中世、近世など全ての時代にそれぞれの時代を象徴するような歴史があります。このようなまちは余り多くなく、いわば豊

かな歴史を持ったまちと言えらると思ひます。ところが、このことは余り市民には知られていないように思われまふし、たとえ知識として知ってはいても、歴史のあるまちという実感は持っていないように見受けられます。そこで、市民に、実は豊かな歴史があるまちなんだということを実感してもらひ、そのことによってまちに誇りを持ってもらひ、愛着を感じ、まちを大切にしていこう、まちをよくしていこうという意識を高めてもらえれば、つまり、豊かな歴史を実感してもらふことでよりよいまちづくりにつながる。これは博物館ならではの役割であつて、リニューアルの効果として目指すところとしました。

そこで、豊かな歴史を実感するには、歴史を再現するのが最も効果的だと思ひまして、四日市の各時代を象徴する建物を原寸大で再現して、「四日市・時空街道」と名づけて、それを道でつなぎ、歴史の流れを感じてもらおうと思ひております。具体的には、古代は弥生時代の竪穴住居、中世は四日の市、近世は東海道の宿場町と四日市湊の灯明台を原寸大で再現したいと思ひております。

詳しくは別冊の基本計画案をごらんいただきたいのですが、13ページに展示のテーマ構成を図にしてまとめております。A3の見開きになっております。それから、16ページ以降に原寸大再現のイメージ図を載せております。そして、24ページに全体のゾーニングプランを載せております。

なお、常設展示の改修にあわせまして、1階の整備、収蔵庫の増強、LED照明への改修、公園に面したガラス壁面の遮光フィルムの設置も行いたいと思ひております。

今後のスケジュールにつきましては、今年度中に基本計画を策定し、これを受けて、新年度4月から設計に入り、設計ができ次第、展示製作や施設改修工事について補正予算案として議会に上程させていただき、平成25年度中に着手したいと思ひております。

事業費につきましては、概算の予定額ですが、常設展示の改修が5億7600万円、施設整備が1億5200万円、プラネタリウムも含めたりリニューアルの総事業費は14億7200万円を見込んでおります。

リニューアル後の来館者の見込みは表のとおりです。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

富山教育施設課長

続きまして、19番、(仮称)大矢知中学校の学校施設機能についてでございます。

この部分につきましては資料請求としてはいただひておりませんが、予算の議論の中で

やはり資料が要ると私ども判断いたしましたので、再度つけさせていただいたものでございます。

56ページからでございます。

この資料につきましては、平成25年2月1日の教育民生常任委員会協議会資料を一度ご説明申し上げているところですが、再度添付させていただきました。

まず、1番の大矢知中学校事業の進捗状況についてでございます。この事業につきましては、平成24年度につきましては、造成設計、そしてまた用地取得と、大きな二本柱になっております。4月19日におきまして、この造成設計の契約を行いました。その後、進めていく中で、6月の議会におきましては基本設計の内容をご説明申し上げました。その後、地元の説明会、そしてまた地形測量、ボーリング調査等を進めてまいりましたが、残念ながらその作業が3月末までに終わっていない状況でございます。用地取得につきましても、説明会、現場の立ち会い、そしてまた公有財産審査会等を経ましたが、残念ながら、その用地の取得につきましても今年度をもちましてその予算を執行できる状況にないところでございます。

そしてまた、事業行程でございます。下にございますように、24年度、造成設計、用地取得を進めてまいりましたが、これにつきましても25年度に繰り越してしまうというような状況でございます。25年度におきましては、造成工事、建設に対する設計業務をお願いしているところでございます。

57ページでございます。この大矢知中学校事業地の状況でございます。その事業予定地の筆数、隣接地の筆数を提示させていただいております。そしてまた、境界立ち会の実施状況につきまして、前回説明したとおりでございます。

今後の予定といたしましては、2月中旬には境界確認書をいただくため、各戸を回りたいと。そしてまた、3月には、確認書、同意書の調印をお願いしたいと思っております。そして、3月から5月にかけては用地の交渉、5月には仮契約を行いました。その後、議案を上げていきたいというふうに考えております。

58ページにつきましては、この学校におきます児童規模を推計した資料でございます。

59ページにつきましては、そこで行われる学習内容の部分でございます。そしてまた、下段にございます大矢知興譲小学校施設の状況等も記載させていただいております。

60ページにおきましては、そういった小学生がこの中学校によってどのような活用の仕方を行っていくのかというところでございます。

61ページは、そういったところからくる学校の規模等でございます。

62ページは、現在進めております造成用地にそういった学校を落とし込みますと、このような配置になるという配置計画案でございます。

63ページは、そういった学習内容、クラス数に応じまして、必要な教室数を一番シンプルな形で積み上げるとこのようになるというような、基本的な配置計画をする上での平面基本形状図でございます。

説明につきましては以上でございます。

樋口博己委員長

説明は以上でよろしいですか。

それでは、説明はお聞き及びのとおりでございます。

もし追加資料がありましたら、この場でご発言いただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(なし)

樋口博己委員長

それでは、本日はこれで終了したいと思いますのですが、明日は10時から当初予算の質疑を始めたと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

寺村副教育長

時間をおとりしまして、すみません。

ご心配をいただいております東西橋北の件で、学区外通学の件で、年末の時点で東橋北小学校の保護者さんが学区外を希望してみえるというようなことをご報告させていただいたかと思います。その時点で、東橋北小学校から中央小学校へは3人の方、それから中部西小学校へお一人の方という、4人の方の学区外通学をご報告させていただいたと思うんですけども、その後、年が明けまして、その4人の方以外に学区外の通学の希望のある方も若干見えまして、5人ほどでしたかね。その中でいろいろと懇談を重ねて、面談を重ね、それからスクールカウンセラーさんの面接、面談も受けていただいた中で、やはりスクールカウンセラーさんも、今回お手元にお届けしておる書類のように、そのうちの4年生の



方お二人については、子供さんにも過度なストレスがあって不眠症状等があらわれておるといようなご報告もいただいております、年末の3人に加えて、新たにお二人の方を東橋北小学校から中央小学校へと。

数の合計としては、中央小学校へ5名の方、それから中部西小学校は1名のままという形で最終的に、もう現時点ではもともと新しい橋北小学校へ通学していただくのが原則ということずっと説明をさせていただいておりますけども、今回新たに2件を追加させていただくというご報告をさせていただきたいなと思っております、お時間を頂戴いたしました。

どうもありがとうございました。

樋口博己委員長

報告は以上ですね。以上でよろしいですか。

それでは、この件に関しまして、ご質疑はよろしいでしょうか。

(なし)

樋口博己委員長

それでは、本日の審査はこれで終わりたいと思います。

明日は10時から、平成25年度当初予算の質疑から始めたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。

17:22 閉議